第23期第１回高知海区漁業調整委員会議事録

１　開催日時　令和７年６月 12 日（木）　14 時 00 分から 14 時 43 分まで

２　開催場所　高知市丸ノ内二丁目１番 10 号　高知城ホール　２階「やまもも」

３　出席委員　木下清、石田実、浦尻和伸、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成、柴田孝夫、竹内眞澄、問可柾善、中澤芳江、堀美菜、前田嘉広（計 13 名）

欠席委員　濵町明恵、川竹佳子

署名委員　小笠原利幸、竹内眞澄

県出席者　水産振興部　山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長

事務局　飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、宮澤主幹

４　審議事項

第１号議案　海区漁場計画の一部変更について

第２号議案　令和７管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について

第３号議案　太平洋広域漁業調整委員会の委員の選出について

５　報告事項

全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の開催予定について

６　議事内容

飯田事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第１回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の会議ですが、委員定数 15 名の内、出席委員は 13 名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第４条により会が成立していることをご報告いたします。

それでは会長、よろしくお願いします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

山下部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の山下でございます。第 23 期第１回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

当委員会は第 23 期の最初の委員会ということでございます。皆様方におかれましては、ご多用のところ、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、議案が３件と報告事項が１件でございます。

第１号議案の「海区漁場計画の一部変更について」は、すくも湾漁協が

有する共同漁業権について、漁業権の関係地区の漁業者数が減少したことから、関係地区の範囲を拡げることについて、ご審議をいただくものです。

第２号議案の「令和７管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について」は、毎年７月１日から翌年６月 30 日までとなっており、管理年度中の漁獲可能量についてお諮りするものでございます。

第３号議案の「太平洋広域漁業調整委員会の委員の選出について」は、今年の９月 30 日に任期が満了する太平洋広域漁業調整委員会の委員の後任を選出していただくものです。

報告事項の「令和７年度（第 60 回）全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の開催予定について」は、同連合会の西日本ブロック会議が今年高知県で開催されることとなっていますので、その予定等につきましてご報告をするものでございます。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分なご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、川竹委員と濵町委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、小笠原委員と、竹内委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第１号議案、「海区漁場計画の一部変更について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

永野チーフ

それでは、第１号議案「海区漁場計画の一部変更について」、ご説明いたします。資料１の１ページをお願いします。諮問文を朗読します

７高漁管第 199 号　高知海区漁業調整委員会様　海区漁場計画の一部変更について、漁業法第 64 条第４項の規定により諮問します。令和７年６月３日　高知県知事　濵田　省司。

ここからは座ってご説明させていただきます。

まず資料１の構成についてご説明いたします。資料２ページ、３ページが海区漁場計画の告示案、資料４ページから 10 ページが海区漁場計画の新旧、資料 11 ページから 16 ページが変更後の漁場計画の内容、17 ページから 45 ページが各漁場計画の区域図、46 ページが海区漁場計画の一部変更ついての概要、47 ページが漁業権免許変更に関するフローとなっております。

資料 46 ページをお願いします。資料 46 ページは海区漁場計画の変更に

ついての概要となっております。１の変更内容をご覧ください。

今回の海区漁場計画の一部変更は、すくも湾漁業協同組合が有する共同漁業権について、関係地区の漁業者数が減少したことから、関係地区の範囲を広げ漁場の有効活用を図るために行うものとなります。

共同漁業権の関係地区とは、主に共同して漁場を利用する漁業者の居住する地域です。漁業法上は、免許についての適格性の判定に係る組合員の範囲であり、漁協に対して共同漁業権を免許をするには、関係地区に住所を有する 90 日以上漁業を営む漁業世帯の３分２が組合員の世帯である必要があります。

次に４ページをお願いします。変更箇所は、関係地区が大月町の龍ヶ迫及び芳ノ沢地区となっている共同漁業権について、宿毛市小筑紫町栄喜を追加します。また、関係地区が宿毛市沖の島の母島、弘瀬又は鵜来島となっている共同漁業権について、３つの地区を統合し、沖の島町と変更するものです。４ページから 10 ページまで同じように変更しています。

次に資料 47 ページをお願いします。資料 47 ページは、海区漁場計画の変更と漁業権の変更に係る事務手続きを示した資料となっております。漁業権免許の変更手続きは、海区漁場計画変更と免許変更の二つの作業に分かれており、漁場計画変更を行った後に、免許の変更を行います。

まず、漁場計画を変更するために、漁場計画の変更素案を作成しました。そして、関係者協議として、漁場計画の変更が漁業調整その他公益に支障をおよばさないように設定されていることを関係機関等へ確認しております。

次に、同素案について、インターネット公表による意見公募いわゆるパブコメを令和７年４月１日から令和７年４月 30 日に実施しました。結果、意見はなく、本日、漁場計画の変更案を本員会に諮問しご審議をいただきます。

さらに、７月 22 日の公聴会、委員会の審議を経て答申をいただきましたら、８月中に高知県公報に変更されました漁場計画を掲載する予定です。

漁場計画が変更されましたら、免許変更申請を受付、免許変更について委員会に諮問し、審議を経て答申されましたら、免許を変更するという流れになります。

免許変更の手続きですが、免許変更の申請期間は 11 月 10 日から 12 月 26 日の 47 日間を予定しております。申請受理後、１月頃を目途に当委員会を開催し、審議、答申を経て、令和８年２月１日付けで免許変更を行い、県の公報に掲載する予定です。

最後に資料２ページをお願いします。資料２ページが漁場計画の変更の現在の告示案となっております。

	説明は以上でございます。なお、今回の資料は、次回の公聴会でも使用いたしますので、次回もお持ちくださいますようお願いいたします。 それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
木下会長	ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
浦尻会長代理	もう少しわかりやすく説明してもらえますか。 （小休）
竹内委員	すくも湾漁協が合併して例えば鵜来島地区になっていますけど、ゼロになってしまうので、沖の島全体を関係地区にするということで、元々の区域で漁業を営んでいる漁業者が今の時点でゼロになるのではないでしょうか。関係地区を変えた時点で漁業を営んでいる漁業者がゼロになっていることについてどういう風に考えたらいいのでしょうか。３分の２以上の同意がいるという考えで、鵜来島には操業している人がいないはず。どのように理解されているのでしょうか。
木村次長	漁業者がいなくなったことにつきまして、国に確認したところ、一時点においていなくなったことだけをもってすぐに免許を取り消すことはないということでしたので、関係地区の変更手続きをとって適格性が失われない形で漁業を継続できるよう手続きをしようとするものです。90 日以上漁業を営んでいる漁業者が関係地区に一時的にいなくなることはあるかもしれませんが、１年など継続的にいなくなることはないようにしていくものです。また、90 日以上漁業を営まない准組合員の方でいせえびの刺し網を行っている方もおられますので、そのような方が漁業をできないようにならない形で関係地区を拡げて対応していくものです。
竹内委員	鵜来島に漁業者がゼロになって、母島と弘瀬の漁業者が入ってきても、変更の免許をしない限りは入れないわけですよね。そうすると、いつまで経ってもゼロのままではないですか。しかし、変更の免許をするに際して、ここで営む漁業者の３分の２以上の同意がいるということになると･･･
浦尻委員	３分の２以上という数に引っかかっている。
木村次長	免許をする時点では、沖の島全体の漁業者の３分の２となります。
竹内委員	鵜来島の漁業権の話で、今まではそこに誰も入れなかったのですよね。

今も変更の免許をしないと誰も入れないわけですよね。そうすると、そこの漁場区域について３分の２以上の同意をとるというのはなかなかできないのでは。

木村次長　新たに漁場計画を変更しますので、変更する漁場計画に対する３分の２以上の同意ということで、沖の島全体の漁業者の３分の２以上という形で変更の免許をする予定です。

竹内委員　もともと鵜来島の漁業権だったのですよね。ですから、変更の免許をするまでは誰も入れないんですよね。

木村次長　行使規則を変えるまでは入れません。

竹内委員　事前同意がいるとなった場合、誰も入れないので漁業者はゼロなのでは。鵜来島で操業している方の３分の２以上の同意が必要なのではないですか。

木村次長　事前同意は関係地区の漁業者の３分の２以上の同意ですので、今回公示した関係地区の３分の２以上の同意ということで理解しております。

竹内委員　わかりました。

木村次長　確認しておきます。

木下会長　他にございませんか。
他にご意見もないようでございますので、事務局から説明のありましたとおり、７月 22 日に公聴会を行い、同日、引き続き委員会を開催して、原案について答申するということで、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

木下会長　ご異議ないようですので、７月 22 日に公聴会を行うこととします。
続きまして、第２号議案、「令和７管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

宮澤主幹　それでは、第２号議案　令和７管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定についてご説明いたします。資料２の１ページをお願

いします。はじめに、諮問文を朗読します。

７高漁管第202号。漁業法第16条第１項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和７管理年度における数量について定めるため、同条第２項の規定により諮問します。令和７年６月２日。高知県知事濵田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、TAC制度についてご説明いたします。資料の３ページをお願いいたします。

TAC制度とは、水産資源を持続的に利用するために、魚種毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで、資源の維持、回復を図ろうとする制度です。対象魚種は、さんま、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、くろまぐろ、かたくちいわし、ぶりの８魚種となっています。

続いて、方針変更、決定の流れについて説明いたします。

資料左側の「①基本方針の策定」にありますとおり、対象となる魚種につきまして、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会での審議を踏まえ、農林水産大臣が国全体での漁獲可能量を定めます。そして、その資源を利用しております大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまして、それぞれの実績に合わせた配分量を農林水産大臣が決定し、漁業者と県知事に通知いたします。

次に、資料右側の「②県資源管理方針の策定」になりますが、県知事は、国から割当られた数量を、海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで国に申請し、承認を経て、漁獲可能量が決定します。

資料の４ページをお願いいたします。資料４ページにありますとおり、令和７管理年度に、本県に割り当てられた漁獲可能量は現行水準ですので、まさば及びごまさば太平洋系群については、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります。なお、本資料の表中３列目にあります「基本シェア」とは、令和３年から令和５年までの農林水産統計のデータもしくはTAC報告データを用いて、全国の漁獲実績に対する各都道府県の比率を年ごとに算出し、その３カ年平均をとったものです。また、同表４列目の現行水準の場合の目安数量は、令和７管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量に、本県の基本シェアである1.65％を乗じたものです。近年記録的な不漁が続く太平洋側のまさば、ごまさばは、漁獲枠が大幅に削減されており、高知県の目安数量は、昨年度4,660トンであったものが、今年度は1,490トンとなっています。ただし、これはあくまで目安数量であり、これを超えたからといって直ちに採捕停止命令が発動されるというものではなく、大幅に超えるような場合には指導を行うとされております。

６ページをご覧ください。

中程のグラフで全国の漁獲量△を見てもらいますと、平成 30 年から令和５年にかけて漁獲量が半減しています。こうした全国的な不漁を受けて、全国の漁獲可能量が６割程度になり、本県の目安数量も減少したものです。本県におきましては、目安数量 1,490 トンは、例年超えており、今期も超える可能性が高いので、さば、ごまさばを主に漁獲するまき網、定置網の漁業者に今年度の目安数量をお知らせし、漁獲努力量を増やさないよう注意喚起をしてまいります。また、大幅に超過するような場合には水産庁の助言を聞きながら適切に対応していきます。

ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料２ページ目の告示案のとおりです。

以上のように、今回ご審議いただくのは、「まさば及びごまさば太平洋系群」について、農林水産大臣から通知のありましたとおり漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報へ漁獲可能量を告示することとします。告示文については、内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合には、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

木下会長　ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

竹内委員　２点ほどお聞きしたい。１点目は報告の関係です。漁業法第 30 条第１項で、漁獲割当管理区分以外の管理区分の漁獲量等の報告についての規定がありますが、その中で漁獲努力量管理区分については、あくまで報告の義務づけを書かれているのは漁獲努力量の制限を受けている方だという風に読めるわけです。一方で、高知県資源管理方針の中で、今回、まさばごまさば太平洋系群につきましては、対象漁業はさば漁業全般になっておりますけれども、あくまで漁獲努力量の管理も併せて行っていくという風になっておると思うんですが、具体的には定置網とまき網で上限を決めるということだと思います。要は、まさば及びごまさばに限らず、くろまぐろ以外の魚種については、報告の義務というのは漁獲努力量管理区分に該当するということであれば、制限を受ける定置網及びまき網の漁業者だけという風に理解しておるんですけれども、その理解でよろしいのか。もう１点は、第２種共同漁業権の小型定置について、方針の方では漁獲努力量の制限が 115 統となっておりますけれども、おそらくこれほど操業しないと思うんですよ。ただ、経営者免許ではない分、これは全然実態がわかっていないんですけど、今回漁業法にもこういう風に書かれておりますの

で、共同漁業権に基づく小型定置の操業統数について教えていただきたいと思います。

木村次長　最初の質問で制限を受けるのがまき網及び定置網ということですけれども、国全体でまさばの漁獲量が止まれば、釣り漁業も一緒に止まるものと理解しております。根拠法令がどうなっているのかについては、調べて次回報告させていただきます。２点目の共同漁業権に基づく定置網ですけれども、こちらは実際のところ把握しておりませんので、報告書の数値を拾ってから次回報告させていただきます。

竹内委員　私がお聞きしたいのは、漁獲報告の義務づけがされておるのはまき網と定置網だけですか、それとも漁業全般ですかということ。

木村次長　県内で水揚げされるさばやまいわしなどは全て義務づけされているものと理解しております。それらは全て漁協から報告いただいて国に報告しております。

竹内委員　ということは、漁獲努力量の管理区分ではないという位置づけですか。要するに、漁業法第 30 条第１項では漁獲割当管理区分以外の漁業、漁獲努力量の総量管理をするのかあるいは漁獲可能量の総量管理をするのかどちらかということになるわけなんですけれども、それについての報告義務をここに書いているわけですよね。今、木村さんがおっしゃったのは、両方とも全部該当するということで、小釣りも立縄も全て報告義務があるということになるんですけれども、そういう理解でよろしいですか。なぜこんなことを聞くかというと、過去の反省に立って言っているのですが、TAC 法の時代は報告義務があったのですが、大した罰則規定がなかったんですよ。今回漁業法に移行してから、６ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金という懲役刑を含む罰則ということになっており、非常に重たいわけです。あくまで報告する義務というのは採捕する漁業者個々人になるわけで、誰がやっているのかわからない、誰から報告が来ているのわからないというのはまずいのでは。報告義務を守らせる上では、報告の義務者が少ない方が管理がしやすいわけですよね。だからあえて聞くのですが、漁獲努力量管理区分としての位置づけであれば、報告の義務者はまき網と定置網だけでしょうが、漁業全般となるとほとんど全ての漁業者が報告しなければならないという理屈になる。それは非常に厄介ではないかということで聞いているのですが、趣旨はわかっていただけたでしょうか。

木村次長　市場を開設している全ての漁協から毎月の報告をいただくようにして

いますし、市場を通さない定置網漁業者からも直接県に報告していただいております。基本的には全ての漁業者が報告義務があるとは理解しておりますが、きちんと調べてから回答させていただきます。

竹内委員　個人の漁業者が報告義務があるということでないということでいいのか。後日でいいので教えてください。

木下会長　他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第２号議案、「令和７管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

木下会長　（「異議なし」と言う者あり。）

ご異議ないようですので、第２号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして第３号議案「太平洋広域漁業調整委員会の委員の選出について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

木村次長　それでは、資料３をお手元にご用意お願いたします。

資料の２ページをご覧ください。広域漁業調整委員会がどういったものなのか、水産庁のホームページから抜粋した資料でご説明いたします。

一番上の「委員会の設置について」にありますように、広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる資源の管理に係る調整を行うため、漁業法に基づき平成 13 年に常設機関として設置されております。この委員会は、太平洋広域、瀬戸内海広域、そして日本海・九州西広域の３つの委員会がございます。高知県は、太平洋広域漁業調整委員会に属し、その中でも南部会に属しております。委員会の機能につきましては、複数の都道府県にまたがる水産資源の管理に関することについての協議、調整ということで、具体的には資源回復計画作成に係る審議や、委員会指示の発動などがあります。

本県の水産業に関連の深い案件としましては、きんめだいなどの資源管理、くろまぐろにおける沿岸漁業の承認制の委員会指示といった案件が審議されています。次に、委員の構成ですが、太平洋広域漁業調整委員会は、北海道から宮崎県までの各海区漁業調整委員会の代表者 18 名に、農林水産大臣が選任する沖合漁業の代表者７名と、学識経験者３名を加えた合計 28 名で構成されます。

１ページをお願いします。現在の太平洋広域漁業調整委員会委員について、９月 30 日に任期が満了するため、本委員会から互選により選出いただくものです。委員の任期は通常４年間で、今回の任期は、令和７年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日までです。なお、これまで高知海区からは会長が選出されておりまして、現在も木下会長に広域の委員になっていただいています。

以上で説明を終わりますので、委員の選出について、ご審議お願いします。

木下会長　それでは、選出に移りたいと思います。ご意見はございませんか。

浦尻委員　高知県の代表ということなので、引き続き木下会長にお願いしたい。

木下会長　私を太平洋広域漁業調整委員会の委員にということでご意見がありましたが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

木下会長　それでは、私を太平洋広域漁業調整委員会の委員に選出することといたします。本県を代表しまして、できるだけ努力していきたいと思いますので、皆様のご協力を、よろしくお願いいたします。

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「令和７年度（第 60 回）全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の開催予定について」事務局の説明を求めます。

木村次長　それでは、資料４をお手元にご用意お願いたします。

本年度、全国海区漁業調整委員会連合会、全漁調連の西日本ブロック会議が高知県で開催となっていますので、その予定等につきまして報告させていただきます。

まず、１ページをお願いします。

全国海区漁業調整委員会連合会とは、各海区に設置される海区漁業調整員会の相互連絡を密にし、全国問題の解決を図ることなどで、前項水産業の発展に寄与することを目的とした任意団体となっています。そして地域別のブロックが、日本海、東日本、西日本、九州の４ブロックあり、本県は西日本ブロックに属しています。

全漁調連の事務局やブロック会議は、各県持ち回りで行われていまして、高知県が今年度のブロック会議の開催県になっています。

３以降に開催予定を記載しています。日時としては 11 月６日と７日。

	開催場所は新阪急ホテルを予定していまして、１日目の 11 月６日にブロック会議及び意見交換会、２日目の 11 月７日に現地視察を考えています。現地視察については、現在検討中で、高知市近郊の水産関係施設等を考えています。参加者は水産庁以下の都道府県で 40 から 50 名程度を想定しています。資料には大阪府が抜けておりますが、大阪府も参加予定です。 なお、開催県につきましては、会長以外の委員の皆様にも出席をお願いすることが通例となっており、可能であれば 11 月６日のブロック会議及び意見交換会と 11 月７日の現地視察に出席していただきたいと考えていますので、日程の確保をお願いします。 ２ページ以降には昨年大阪府で行われましたブロック会議の案内と出席者を添付していますので参考にしてください。以上で説明を終わります。
木下会長	ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
浦尻会長代理	11 月まで時間があるので、近くなれば我々としてどういう形でブロック会議に入るのか、議題などを教えてください。
木村次長	当日のスケジュールや視察先等が決まりましたら委員会で報告させていただきます。
浦尻会長代理	他県から来るのにちゃんとしていないと格好が悪いのでしっかりしてください。
木下会長	他にございませんか。 それでは、これをもちまして、第１回海区漁業調整委員会を閉会といたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第 23 期第１回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議　　長　　木下　清　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　小笠原　利幸　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　竹内　眞澄　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２３期第１回高知海区漁業調整委員会次第

開催日時　　令和７年６月 12 日（木）14 時から

場　　所　　高知城ホール２階「やまもも」
　　高知市丸ノ内二丁目１番 10 号

１　開会

２　あいさつ

３　欠席委員の報告

４　議事録署名委員の指名

５　議案審議
　第１号議案　海区漁場計画の一部変更について
　第２号議案　令和７管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について
　第３号議案　太平洋広域漁業調整委員会の委員の選出について
　報告事項　　全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の開催予定について

６　閉　会

資料１

第２３期第１回高知海区漁業調整委員会

第１号議案

海区漁場計画の一部変更について

7高漁管第199号

高知海区漁業調整委員会　様

海区漁場計画の一部変更について、漁業法第64条第４項の規定により諮問します。

令和７年６月３日

高知県知事　濵田　省司

告　　示

高知県告示第　　号

令和５年５月高知県告示第314号（海区漁場計画の定め）で告示した海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第８項において準用する同条第６項の規定により当該海区漁場計画の変更の内容、海区漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果等について次のとおり告示する。

令和７年　月　日

高知県知事　濵田　省司

１　海区漁場計画の変更の内容

第１の共同漁業権の第一種共同漁業の88の（３）中

「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

を

「宿毛市のうち小筑紫町栄喜

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

に改め、同93の（３）中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同94の（３）及び95の（３）中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同96の（３）及び97の（３）中「沖の島町鵜来島」を「沖の島町」に改める。

第１の共同漁業権の第二種共同漁業の82の（３）中

「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

を

「宿毛市のうち小筑紫町栄喜

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

に改め、同87の（３）中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同88の（３）及び89の（３）中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同90の（３）及び91の（３）中「沖の島町鵜来島」を「沖の島町」に改める。

第１の共同漁業権の第二種共同漁業（小型定置）の111の（３）、112の（３）、113の（３）、114の（３）、115の（３）及び116の（３）中

「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

を

「宿毛市のうち小筑紫町栄喜

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

に改める。

第１の共同漁業権の第三種共同漁業（飼付）の29の（３）中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同30の（３）中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同31の（３）中「沖の島町鵜来島」を「沖の島町」に改める。

第１の共同漁業権の第三種共同漁業（つきいそ）の305の（３）及び306の（３）中

「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」
を
「宿毛市のうち小筑紫町栄喜
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」
に改め、同309の（３）及び310の（３）中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同311の（３）及び312の（３）中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同313の（３）及び314の（３）中「沖の島町鵜来島」を「沖の島町」に改める。

２　海区漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

３　漁場の図面
高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

４　変更後の漁業の免許予定日
令和８年２月１日。ただし、１による変更があった海区漁場計画に係る漁業に限る。

５　４に係る漁業の免許申請期間
令和７年11月　日から令和７年12月　日まで

６　類似漁業権以外の漁業権
なし

告　示

○海区漁場計画の一部変更　（漁業管理課）

変更内容

（下線部が変更部分）

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第一種共同漁業	共第1,088号	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻からさぎがうどの鼻までの地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 ふのり漁業 のり漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第1,093号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（北回り）の地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第1,094号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（南回り）の地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第一種共同漁業	共第1,095号	宿毛市沖の島町姫島地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第1,096号	宿毛市沖の島町姫島、つづら碆、米碆、丸さげ、水島、宿毛碆及びひで碆の地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第1,097号	宿毛市沖の島町鵜来島地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第二種共同漁業	共第2,082号	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻から同町さぎがうどの鼻までの地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,087号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（北回り）の地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第2,088号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（南回り）の地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第二種共同漁業	共第2,089号	宿毛市沖の島町姫島地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第2,090号	宿毛市沖の島町姫島、つづら碆、米碆、丸さげ、水島、宿毛碆及びひで碆の地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます刺網漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第2,091号	宿毛市沖の島町鵜来島地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます刺網漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第二種共同漁業	共第2,611号	幡多郡大月町龍ヶ迫白崎沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,612号	幡多郡大月町龍ヶ迫巻ノ浦沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,613号	幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,614号	幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,615号	幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,616号	幡多郡大月町龍ヶ迫田土沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第三種共同漁業	共第3,129号	宿毛市沖の島町母島二並島沖	ぶり飼付漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,130号	宿毛市沖の島町弘瀬ハゲ沖	ぶり飼付漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,131号	宿毛市沖の島町鵜来島宮ノ鼻沖	ぶり飼付漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,805号	幡多郡大月町芳ノ沢白崎沖	つきいそ漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第3,806号	幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖	つきいそ漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第3,809号	宿毛市沖の島町母島外頭碆沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,810号	宿毛市沖の島町母島母島港前	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第三種共同漁業	共第3,811号	宿毛市沖の島町小島沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,812号	宿毛市沖の島町弘瀬むろ碆沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,813号	宿毛市沖の島町鵜来島宮ノ鼻沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,814号	宿毛市沖の島町鵜来島こいづき地先	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町

通し番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
1	共第 1,088号	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻からさぎがうどの鼻までの地先	点の位置 基点甲　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号 基点乙　幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻県漁場基点第159号 基点丙　幡多郡大月町龍ヶ迫松ケ鼻南ノ鼻小型定置漁場基点 基点丁　幡多郡大月町龍ヶ迫かごやぶの鼻区画基点 基点戊　幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島小型定置漁場基点 ア　丁から戊を見通した線から右に110度13分の線と戊から丁を見通した線から左に37度32分の線との交点 イ　丁から戊を見通した線から右に92度24分の線と戊から丁を見通した線から左に42度４分の線との交点 ウ　丁から戊を見通した線から右に82度７分の線と戊から丁を見通した線から左に40度25分の線との交点 エ　丙から丁を見通した線から左に11度26分の線と丁から丙を見通した線から右に85度22分の線との交点 甲から磁針方位311度０分の線及び乙から磁針方位330度０分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 （ア）　区画漁業権の漁場区域 （イ）　アイ、イウ及びウエを結ぶ３直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	なし
2	共第 1,093号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（北回り）の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度０分の線及び乙から三ツ碆頂上見通線以北の海域中甲乙間並びに三ノ瀬島、黒碆、二並島及び裸島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 ささえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
3	共第 1,094号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（南回り）の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度０分の線及び乙から三ツ碆頂上見通線以南の海域中甲乙間並びに室碆の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 ささえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし

通し番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
4	共第 1,095号	宿毛市沖の島町姫島地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島白岩崎宴碆共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町姫島きれたお 甲から乙を見通した線以南の海域中姫島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
5	共第 1,096号	宿毛市沖の島町姫島、つづら碆、米碆、丸さげ、水島、宿毛碆及びひで碆の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島白岩崎宴碆共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町姫島きれたお 甲から乙を見通した線以北の海域中姫島、つづら碆、米碆、丸さげ、水島、宿毛碆及びひで碆の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
6	共第 1,097号	宿毛市沖の島町鵜来島地先	鵜来島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
7	共第 2,082号	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻から同町さぎがうどの鼻までの地先	点の位置 基点甲　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号 基点乙　幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻県漁場基点第159号 基点丙　幡多郡大月町龍ケ迫松ケ鼻南ノ鼻小型定置漁場基点 基点丁　幡多郡大月町龍ケ迫かごやぶの鼻区画基点 基点戊　幡多郡大月町龍ケ迫ひばり小島小型定置漁場基点 ア　丁から戊を見通した線から右に110度13分の線と戊から丁を見通した線から左に37度32分の線との交点 イ　丁から戊を見通した線から右に92度24分の線と戊から丁を見通した線から左に42度４分の線との交点 ウ　丁から戊を見通した線から右に82度７分の線と戊から丁を見通した線から左に40度25分の線との交点 エ　丙から丁を見通した線から左に11度26分の線と丁から丙を見通した線から右に85度22分の線との交点 甲から磁針方位311度０分の線及び乙から磁針方位330度０分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 （ア）　区画漁業権の漁場区域 （イ）　アイ、イウ及びウエを結ぶ３直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	火光を利用してはならない。

計画素案

通し番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
8	共第2,087号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（北回り）の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度０分の線及び乙から三ツ碆頂上見通線以北の海域中甲乙間及び三ノ瀬島、黒碆、二並島及び裸島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
9	共第2,088号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（南回り）の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度０分の線及び乙から三ツ碆頂上見通線以南の海域中甲乙間及び室碆の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	火光を利用してはならない。
10	共第2,089号	宿毛市沖の島町姫島地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島白岩崎宴碆共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町姫島きれたお 甲から乙を見通した線以南の海域中姫島の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	火光を利用してはならない。
11	共第2,090号	宿毛市沖の島町姫島、つづら碆、米碆、丸さげ、水島、宿毛碆及びひで碆の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島白岩崎宴碆共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町姫島きれたお 甲から乙を見通した線以北の海域中姫島、つづら碆、米碆、丸さげ、水島、宿毛碆及びひで碆の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし

通し番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
12	共第 2,091号	宿毛市沖の島町鵜来島地先	鵜来島の最大高潮時の海岸線及び同海岸線から沖合600メートルの線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
13	共第 2,611号	幡多郡大月町龍ヶ迫白崎沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫白崎県漁場基点第175号 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫宮前小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に122度５分の線と乙から甲を見通した線から右に20度38分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に50度５分の線と乙から甲を見通した線から右に57度20分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の４直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
14	共第 2,612号	幡多郡大月町龍ヶ迫巻ノ浦沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫巻ノ浦小型定置漁場基点 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫西防波堤小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に63度20分の線と乙から甲を見通した線から右に22度57分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に23度48分の線と乙から甲を見通した線から右に48度32分の線との交点 ウ　甲から乙を見通した線から右に28度40分の線と最大高潮時の海岸線との交点 エ　甲から乙を見通した線から右に59度10分の線と最大高潮時の海岸線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
15	共第 2,613号	幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎県漁場基点第173号 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫鵜ノ糞溜小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に106度37分の線と乙から甲を見通した線から右に19度35分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に49度40分の線と乙から甲を見通した線から右に52度５分の線との交点 ウ　甲から乙を見通した線から左に49度40分の線と乙から甲を見通した線から右に99度６分の線との交点 甲ア、アイ、イウ、ウ乙及び乙甲の５直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
16	共第 2,614号	幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫長浜県漁場基点第172号 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫墓ノ下小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に71度52分の線と乙から甲を見通した線から右に90度32分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に54度48分の線と乙から甲を見通した線から右に109度50分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の４直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
17	共第 2,615号	幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島小型定置漁場基点 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫くら谷東小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に142度10分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に110度10分の線と乙から甲を見通した線から右に37度34分の線との交点 ウ　甲から乙を見通した線から左に73度20分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点 甲ア、アイ、イウ及びウ甲の４直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

通し番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
18	共第2,616号	幡多郡大月町龍ヶ迫田土沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫タツチ鼻区画基点 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫犬戻し区画基点 基点丙　幡多郡大月町龍ヶ迫タツチ鼻小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に95度40分の線と乙から甲を見通した線から右に24度40分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に62度０分の線と乙から甲を見通した線から右に30度43分の線との交点 丙ア、アイ、イ甲及び甲丙の４直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
19	共第3,129号	宿毛市沖の島町母島二並島沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島鳥帽子崎突端共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界基点 ア　甲から磁針方位52度０分の線と乙から磁針方位351度０分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
20	共第3,130号	宿毛市沖の島町弘瀬ハゲ沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町弘瀬ハゲ碆頂点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬ウツボ碆頂点 ア　甲から磁針方位158度０分の線と乙から磁針方位138度０分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
21	共第3,131号	宿毛市沖の島町鵜来島宮ノ鼻沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町鵜来島北東端 基点乙　宿毛市沖の島町三ノ瀬島頂上 ア　甲から乙を見通した線上甲から900メートルの点 アを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
22	共第3,805号	幡多郡大月町芳ノ沢白崎沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町芳ノ沢網掛碆県漁場基点第175号 基点乙　幡多郡大月町芳ノ沢県漁場基点第174号 ア　甲から磁針方位294度０分の線と乙から磁針方位267度０分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	なし
23	共第3,806号	幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖	点の位置 物標甲（右標）　幡多郡大月町龍ヶ迫龍宮碆 物標乙（中標）　幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第172号 物標丙（左標）　宿毛市大海長崎鼻灯台 甲アと乙アとの夾角が97度18分となり、乙アと丙アとの夾角が65度25分となるアを中心とする半径150メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	なし
24	共第3,809号	宿毛市沖の島町母島外頭碆沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島・弘瀬界（沖の島東岸）共同漁業権境界線 基点乙　宿毛市沖の島町母島鳥帽子崎北端 ア　甲から磁針方位14度０分の線と乙から磁針方位94度０分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
25	共第3,810号	宿毛市沖の島町母島母島港前	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島鳥帽子崎北端 基点乙　宿毛市沖の島町母島白岩崎 ア　甲から磁針方位240度０分の線と乙から磁針方位356度０分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
26	共第3,811号	宿毛市沖の島町小島沖	点の位置 物標甲（右標）　宿毛市沖の島町櫛ヶ鼻灯台 物標乙（中標）　宿毛市沖の島町小島頂上 物標丙（左標）　宿毛市沖の島町三ノ瀬島頂上 甲アと乙アとの夾角が88度48分となり、乙アと丙アとの夾角が103度10分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし

通し番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
27	共第3,812号	宿毛市沖の島町弘瀬むろ碆沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町小島頂上 基点乙　宿毛市沖の島町母島白岩崎 ア　甲から磁針方位258度０分の線と乙から磁針方位204度０分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
28	共第3,813号	宿毛市沖の島町鵜来島宮ノ鼻沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町鵜来島北東端 基点乙　宿毛市沖の島町姫島頂上 ア　甲から乙を見通した線上甲から900メートルの点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
29	共第3,814号	宿毛市沖の島町鵜来島こいづき地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町鵜来島北東端 基点乙　宿毛市沖の島町姫島頂上 ア　甲から乙を見通した線上甲から200メートルの点 アを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし



共同漁業漁場図

漁場の位置　　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻から同町さぎがうどの鼻までの地先

漁場の区域

点の位置

基点甲　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点176号

基点乙　幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻県漁場基点159号

基点丙　幡多郡大月町龍ケ迫松ケ鼻南ノ鼻小型定置漁場基点

基点丁　幡多郡大月町龍ケ迫かごやぶの鼻区画基点

基点戊　幡多郡大月町龍ケ迫ひばり小島小型定置漁場基点

ア　丁から戊を見通した線から右に110度13分の線と戊から丁を見通した線から左に37度32分の線との交点

イ　丁から戊を見通した線から右に92度24分の線と戊から丁を見通した線から左に42度4分の線との交点

ウ　丁から戊を見通した線から右に82度7分の線と戊から丁を見通した線から左に40度25分の線との交点

エ　丙から丁を見通した線から左に11度26分の線と丁から丙を見通した線から右に85度22分の線との交点

甲から磁針方位311度0分の線及び乙から磁針方位330度0分の線により区切られた海域中
甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。

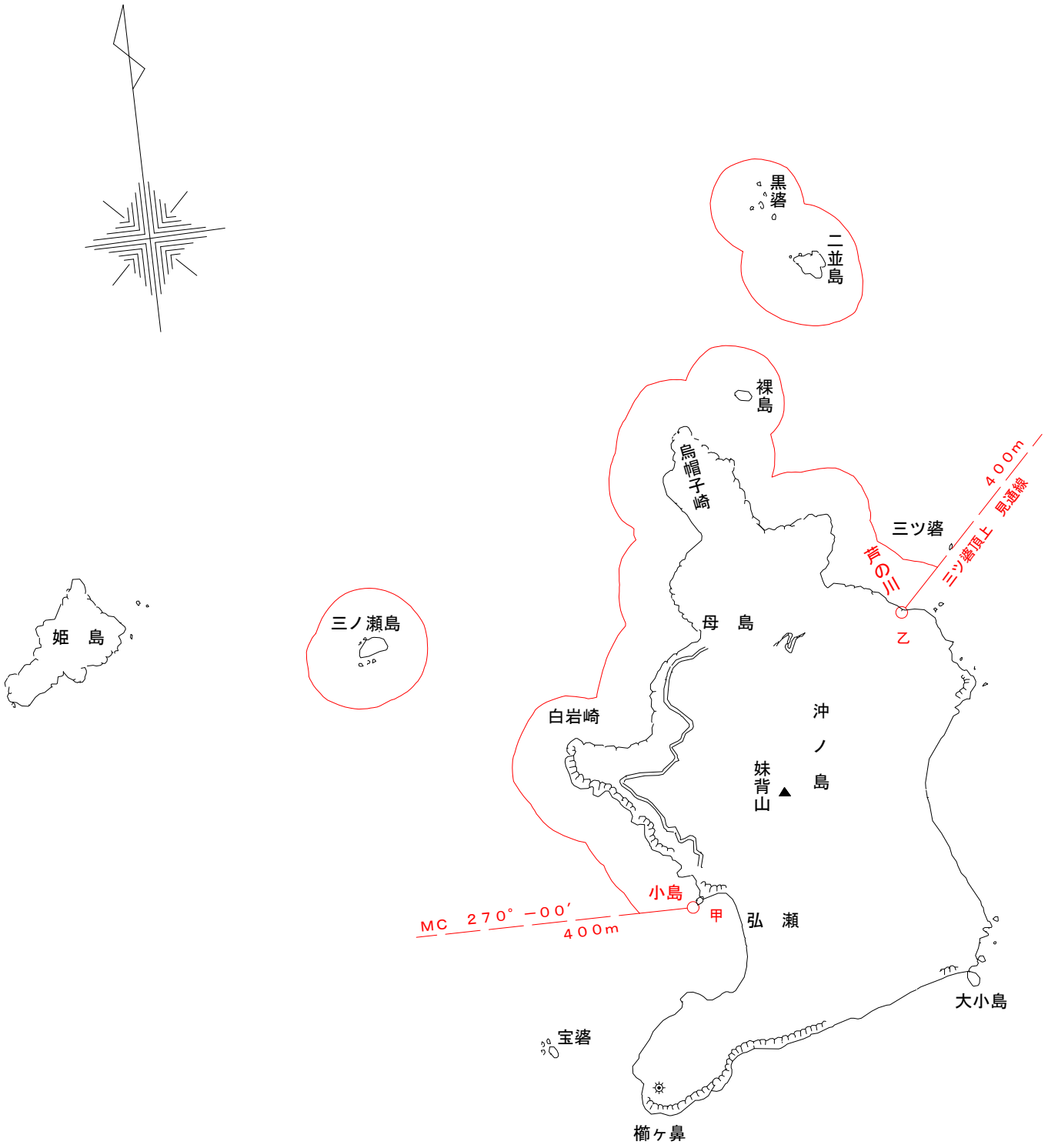
ただし、次に揚げる区域を除く。

（ア）　区画漁業権の漁場区域

（イ）　アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

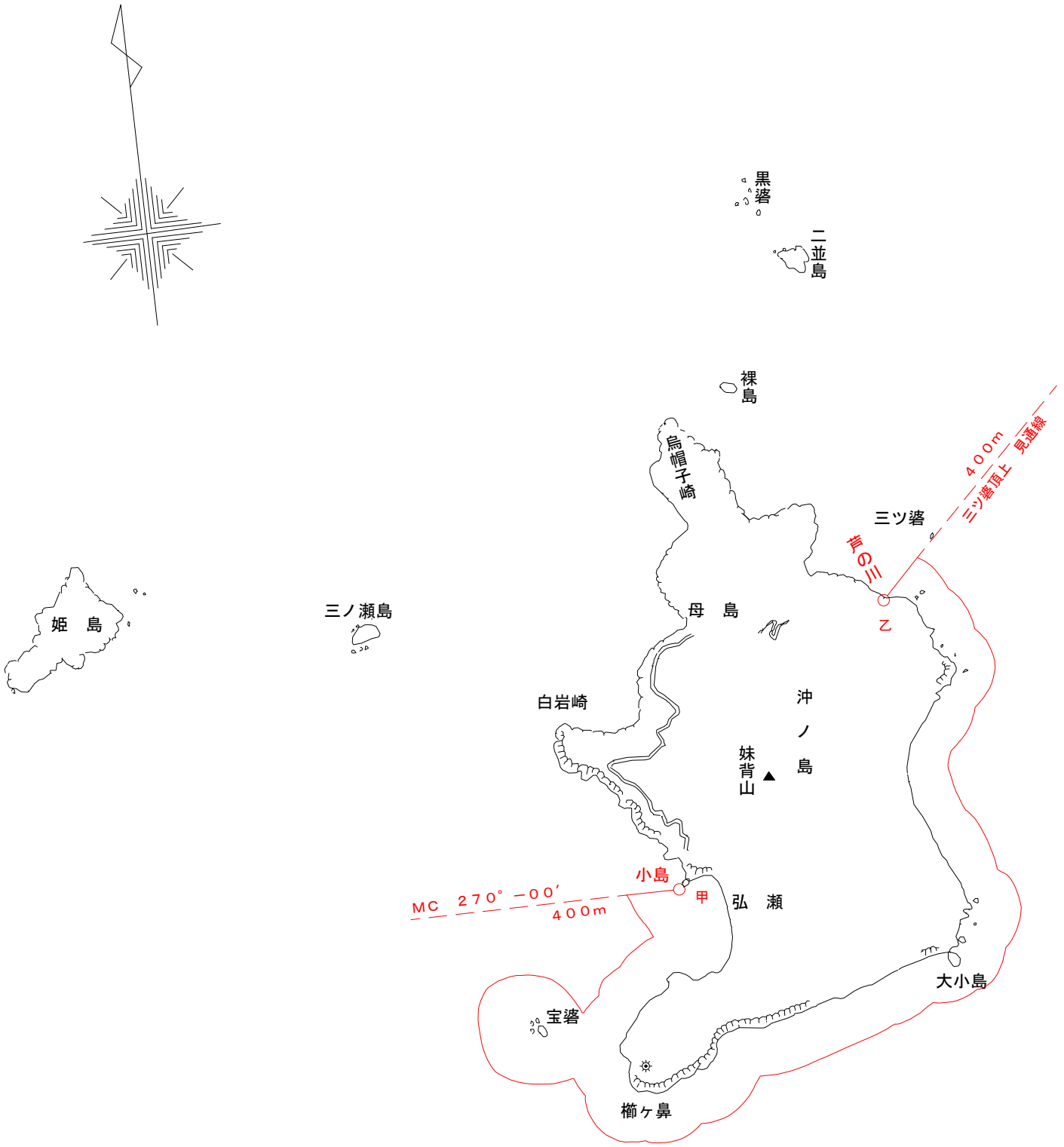
令和 5年 9月 1日
免
共第 1088 号
許
高知県

S＝1：50，000



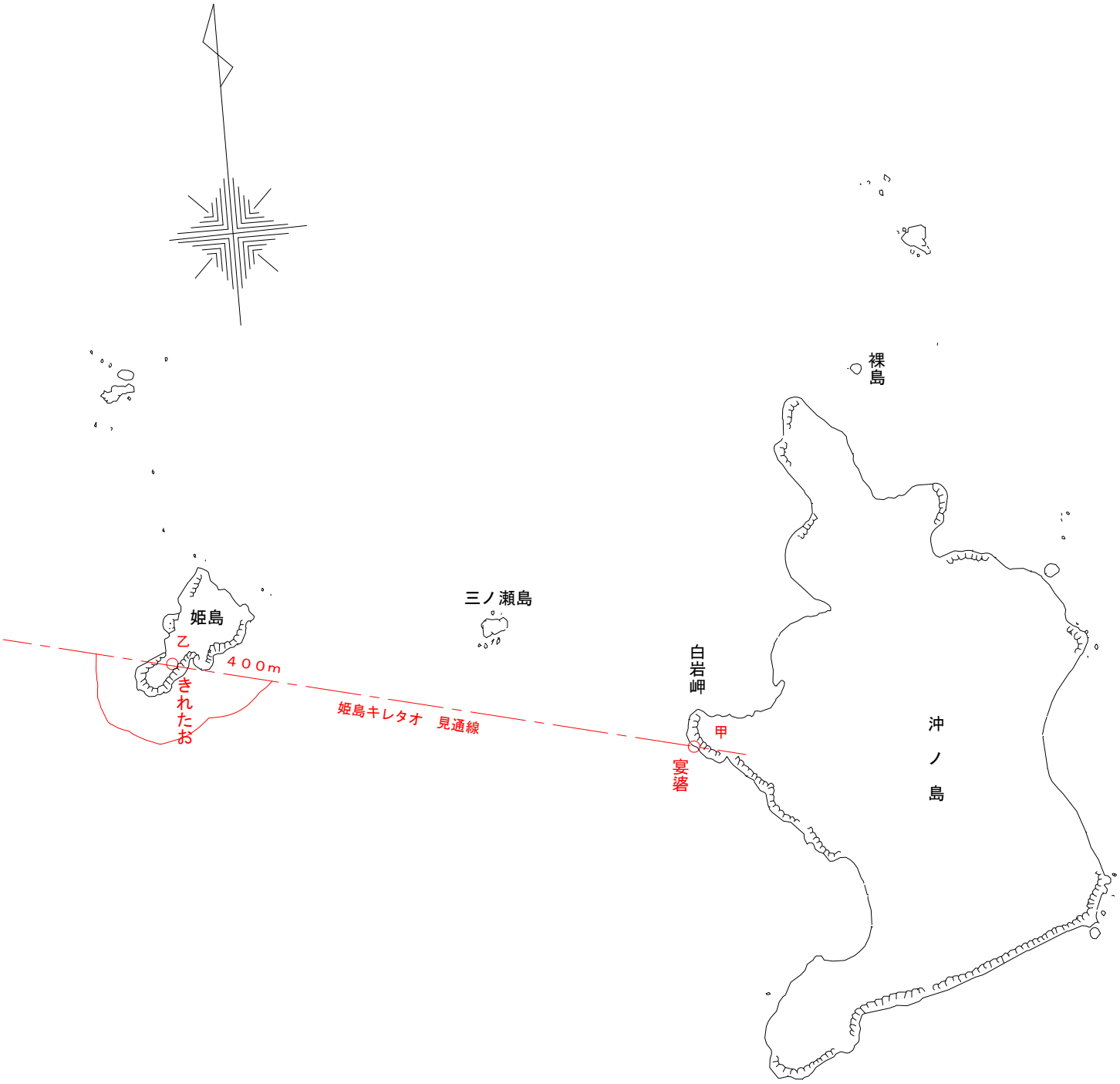
令和 5年 9 月 1日
免
共第 1093 号
許
高 知 県

S＝1：50，000



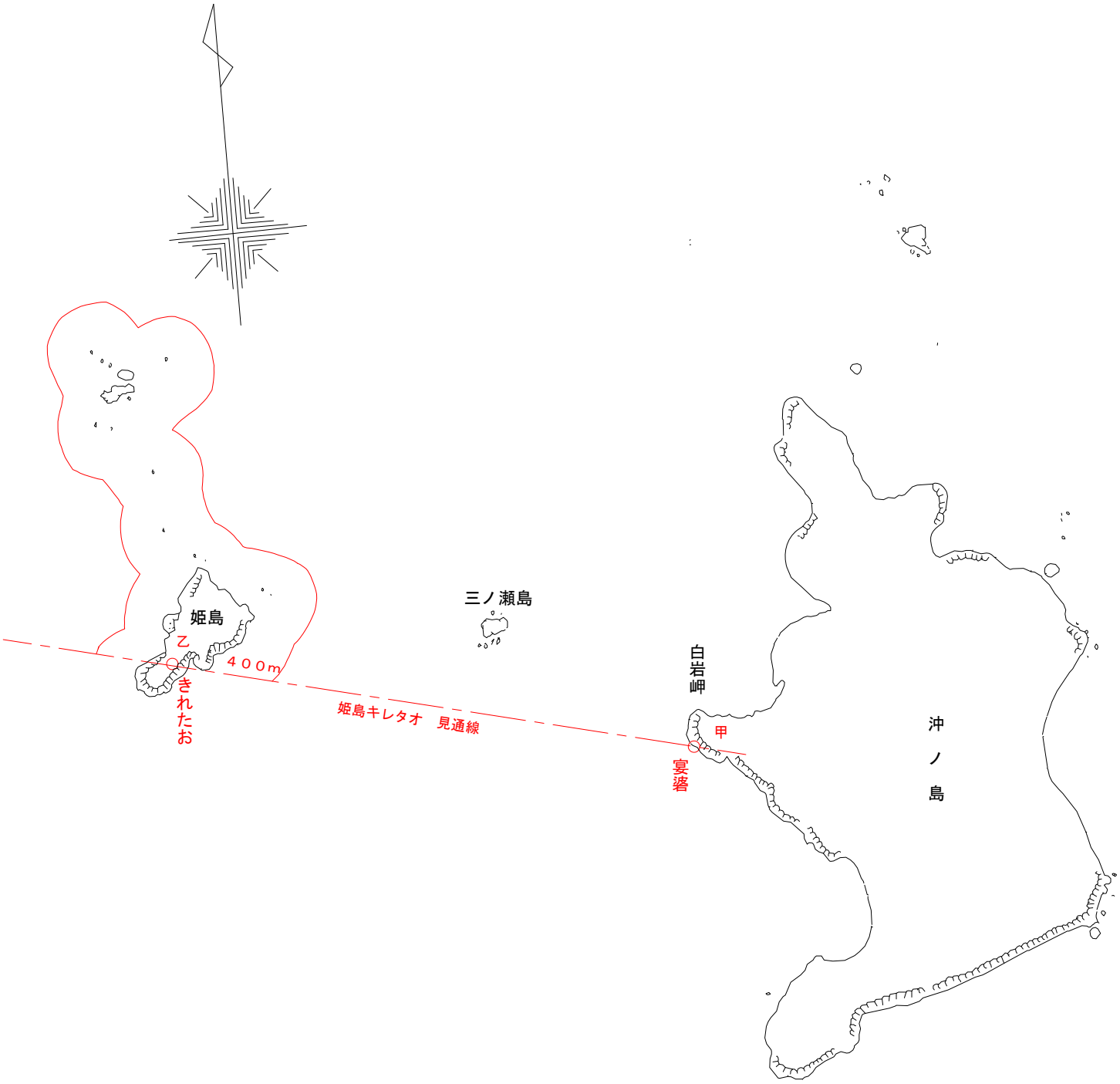
令和５年９月１日
免
共第１０９４号
許
高 知 県

S＝１：５０，０００



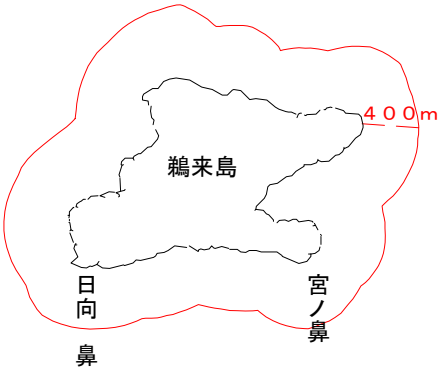
令和５年９月１日
免
共第１０９５号
許
高知県

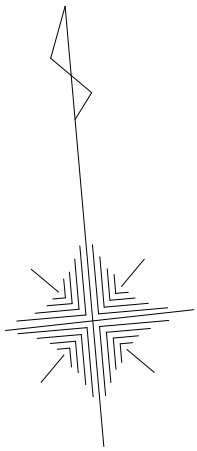
S＝１：５０，０００



令和５年９月１日
免
共第１０９６号
許
高知県

S＝１：５０，０００





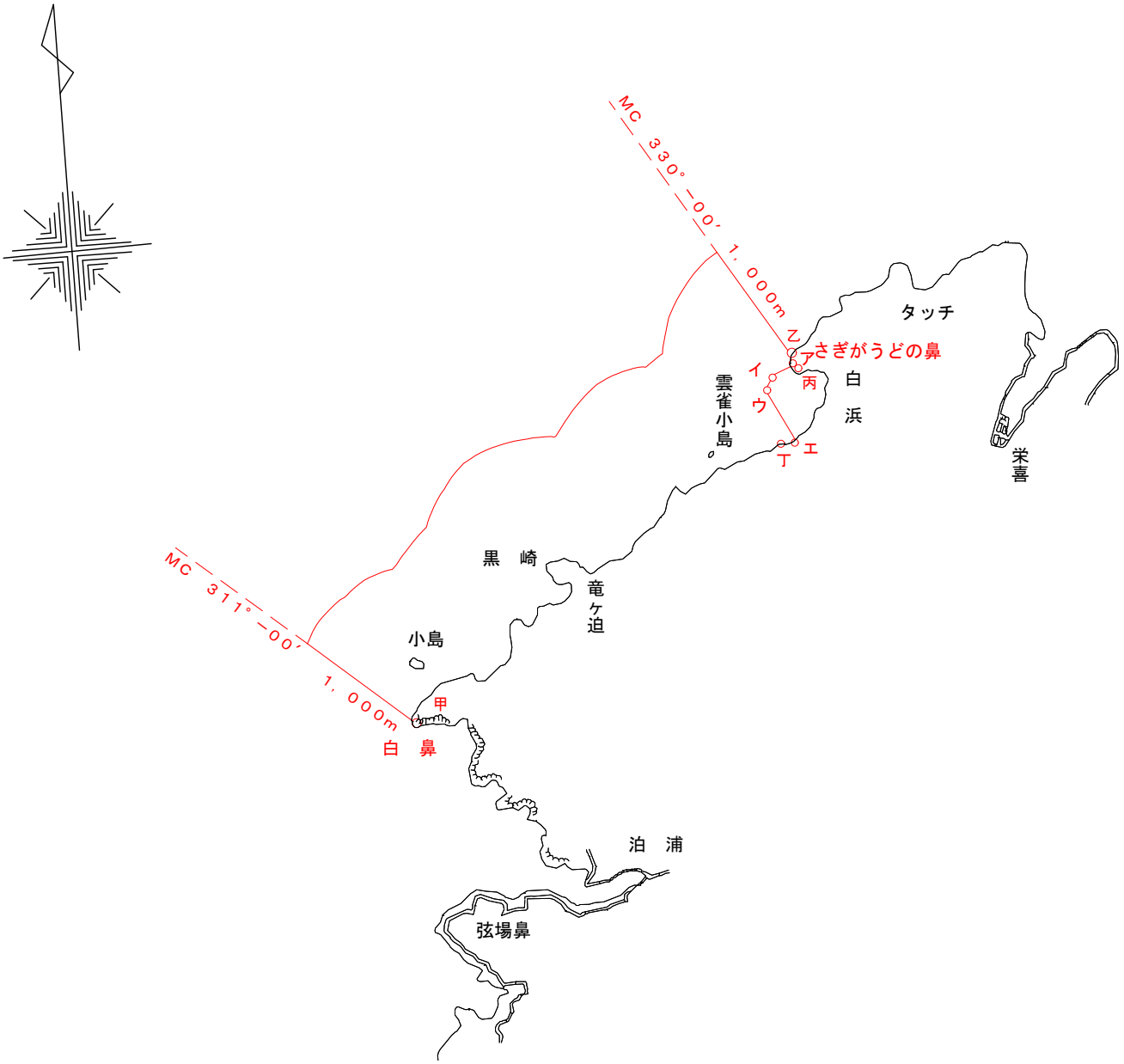






令和 5年9月1日
免
共第 1097号
許
高知県

S＝1：50，000



共同漁業漁場図

漁場の位置　　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻から同町さぎがうどの鼻までの地先

漁場の区域

点の位置

基点甲　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点176号

基点乙　幡多郡大月町芳ノ沢さきがうどの鼻県漁場基点159号

基点丙　幡多郡大月町龍ヶ迫松ケ鼻南ノ鼻小型定置漁場基点

基点丁　幡多郡大月町龍ヶ迫かごやぶの鼻区画基点

基点戊　幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島小型定置漁場基点

ア　丁から戊を見通した線から右に110度13分の線と戊から丁を見通した線から左に37度32分の線との交点

イ　丁から戊を見通した線から右に92度24分の線と戊から丁を見通した線から左に42度4分の線との交点

ウ　丁から戊を見通した線から右に82度7分の線と戊から丁を見通した線から左に40度25分の線との交点

エ　丙から丁を見通した線から右に11度26分の線と丁から丙を見通した線から右に85度22分の線との交点

甲から磁針方位311度0分の線及び乙から磁針方位330度0分の線により区切られた海域中
甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。

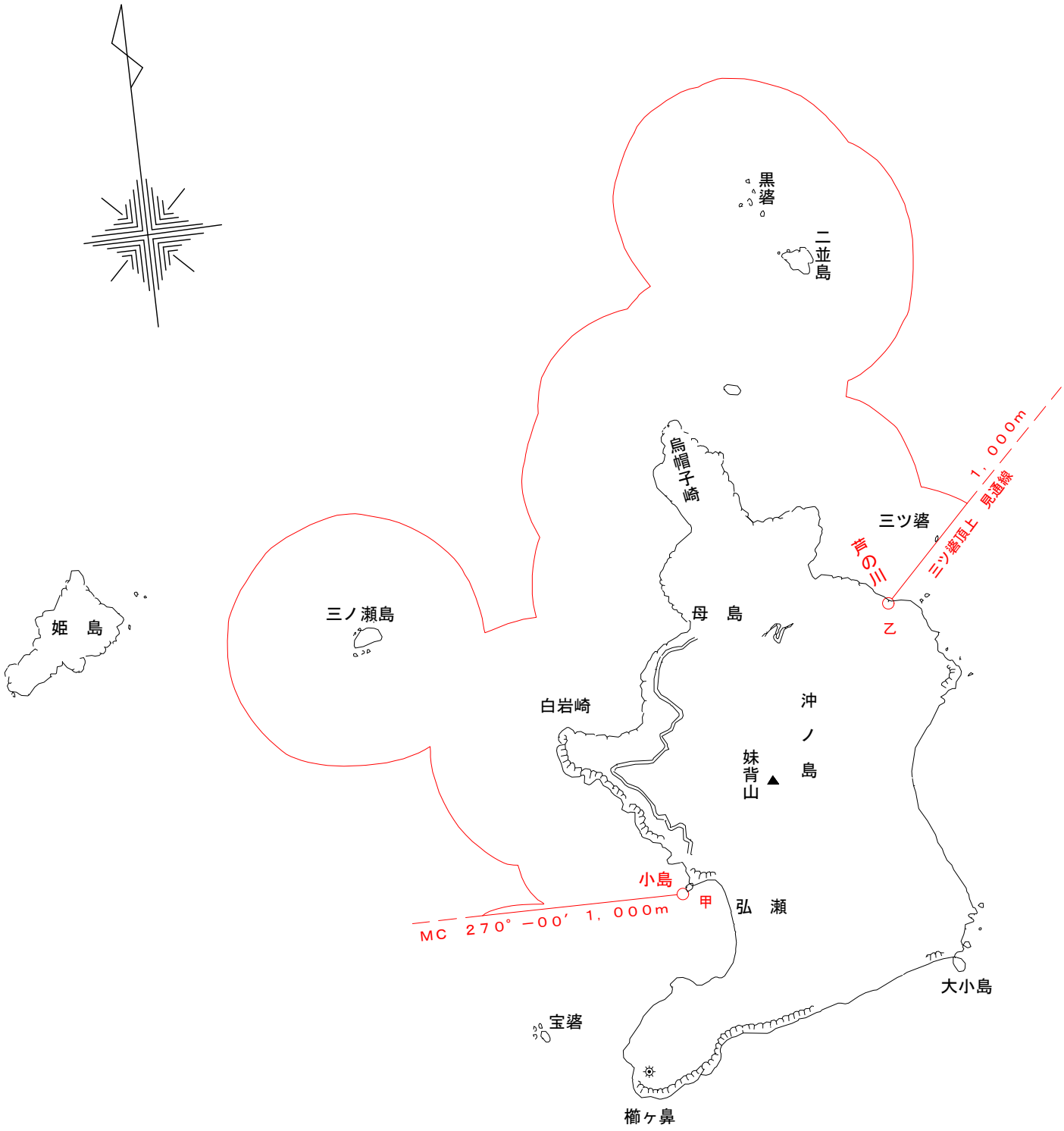
ただし、次に揚げる区域を除く。

（ア）　区画漁業権の漁場区域

（イ）　アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

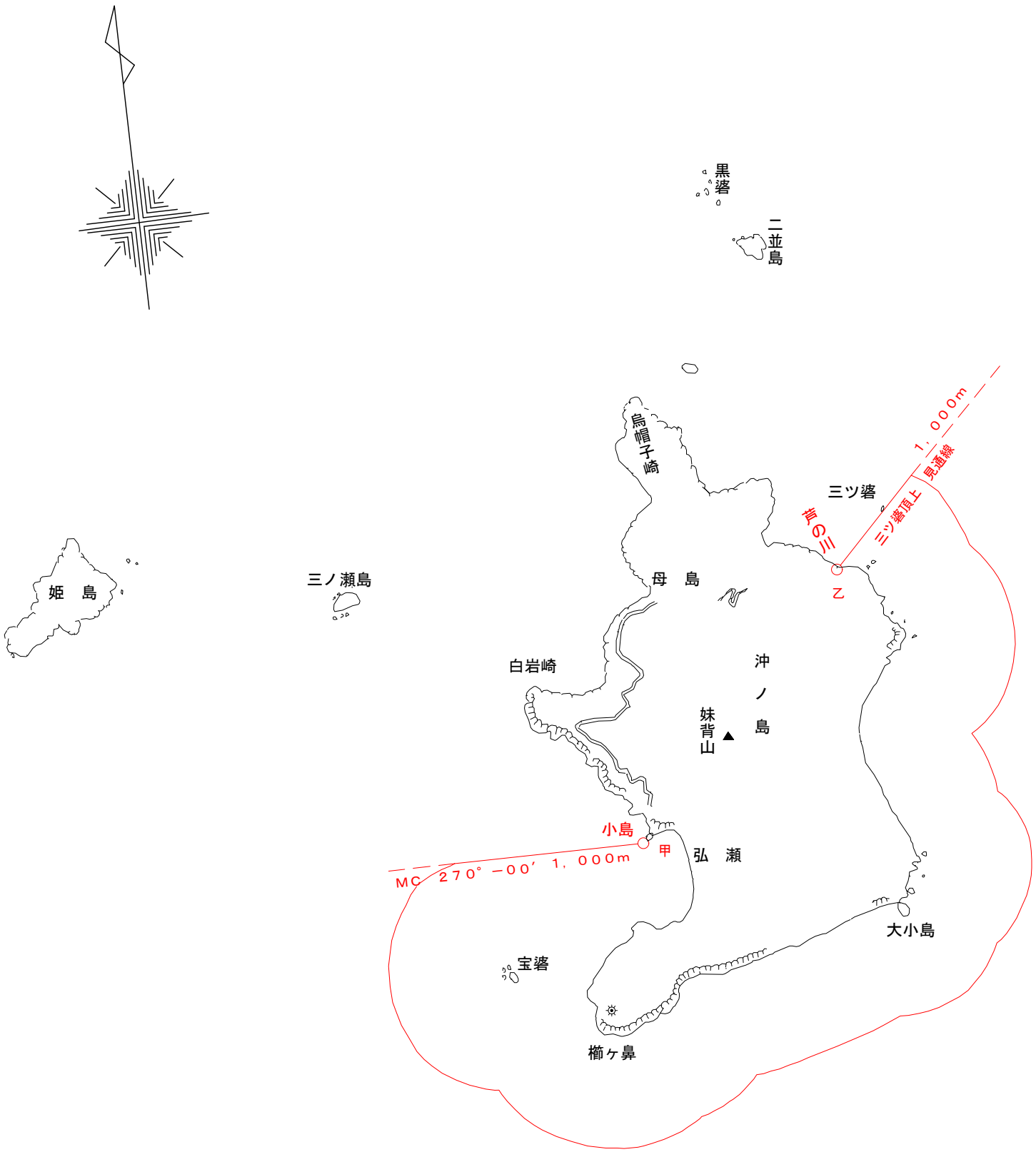


S＝1：50，000



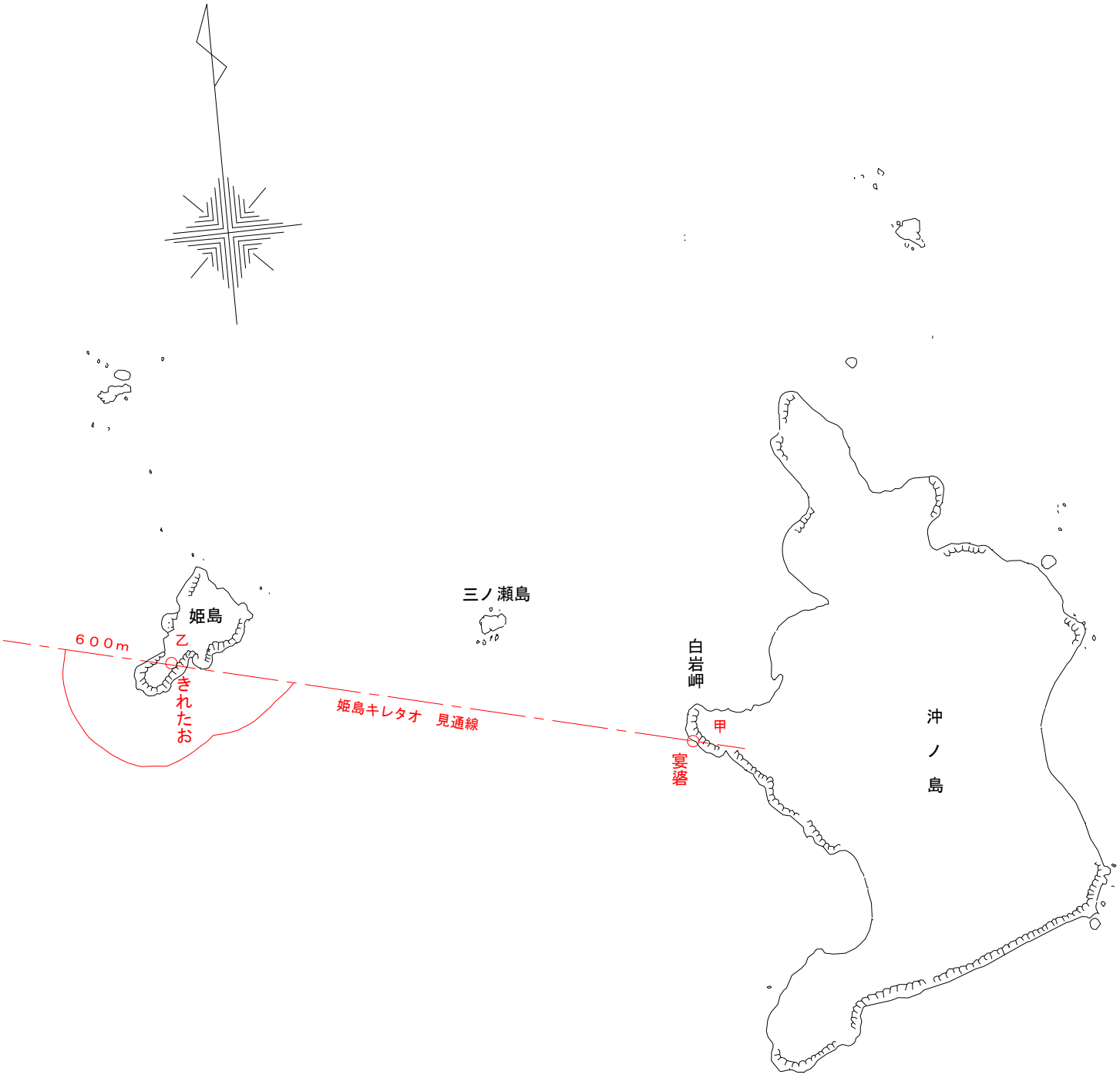
令和 5年9月1日
免
共第 2087 号
許
高　知　県

S＝1：50，000



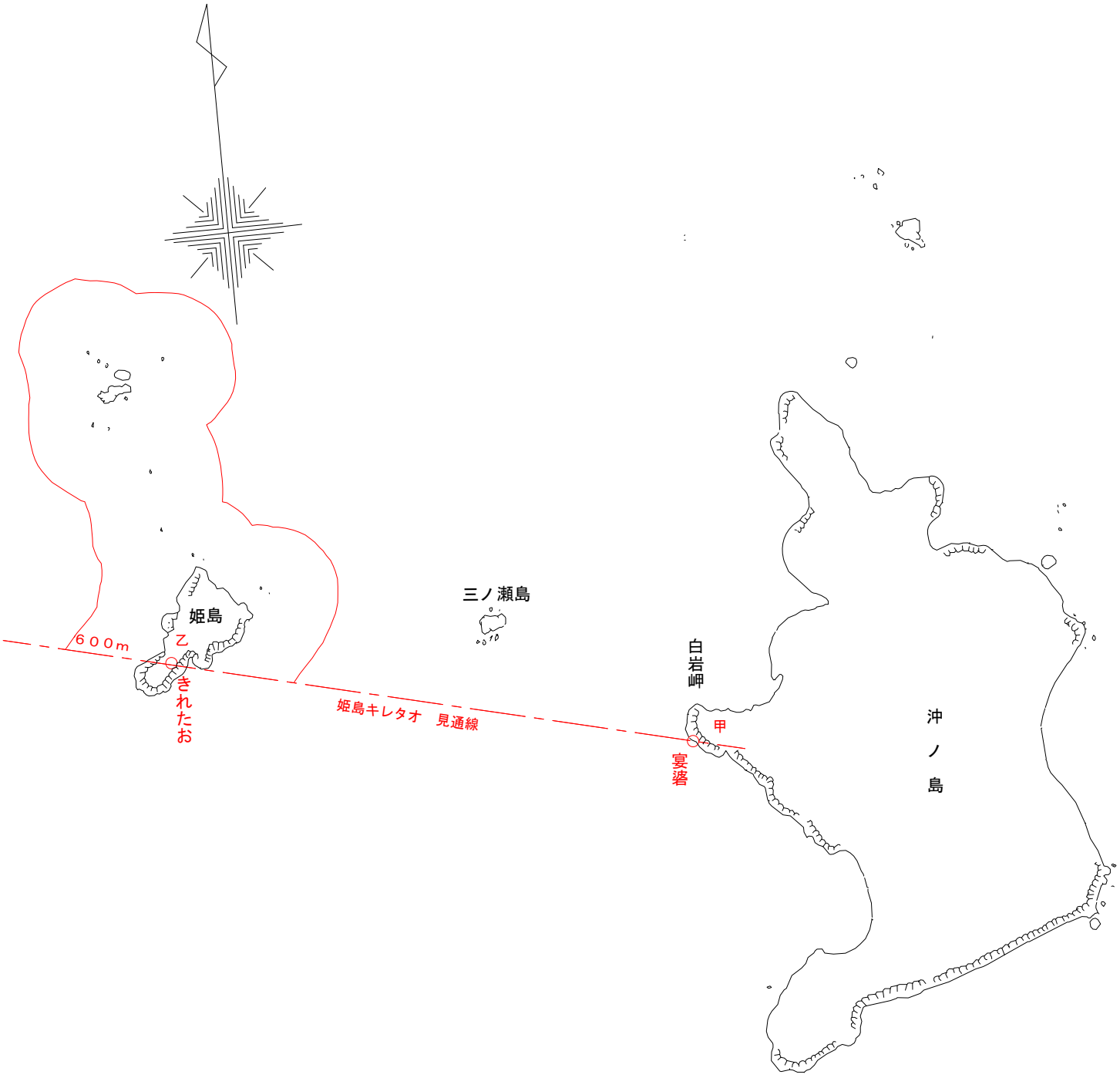
令和 5 年 9 月 1 日
免
共第 2088 号
許
高　知　県

S＝1：50，000



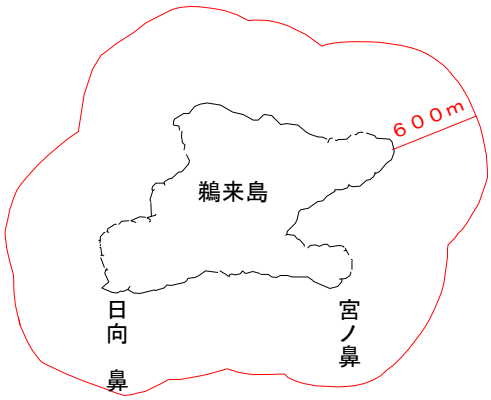
令和５年９月１日
免
共第２０８９号
許
高知県

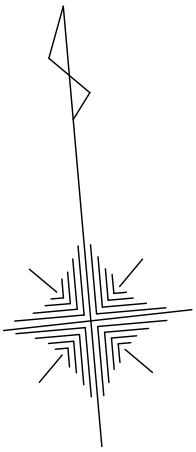
S＝１：５０，０００



令和５年９月１日
免
共第２０９０号
許
高知県

S＝１：５０，０００





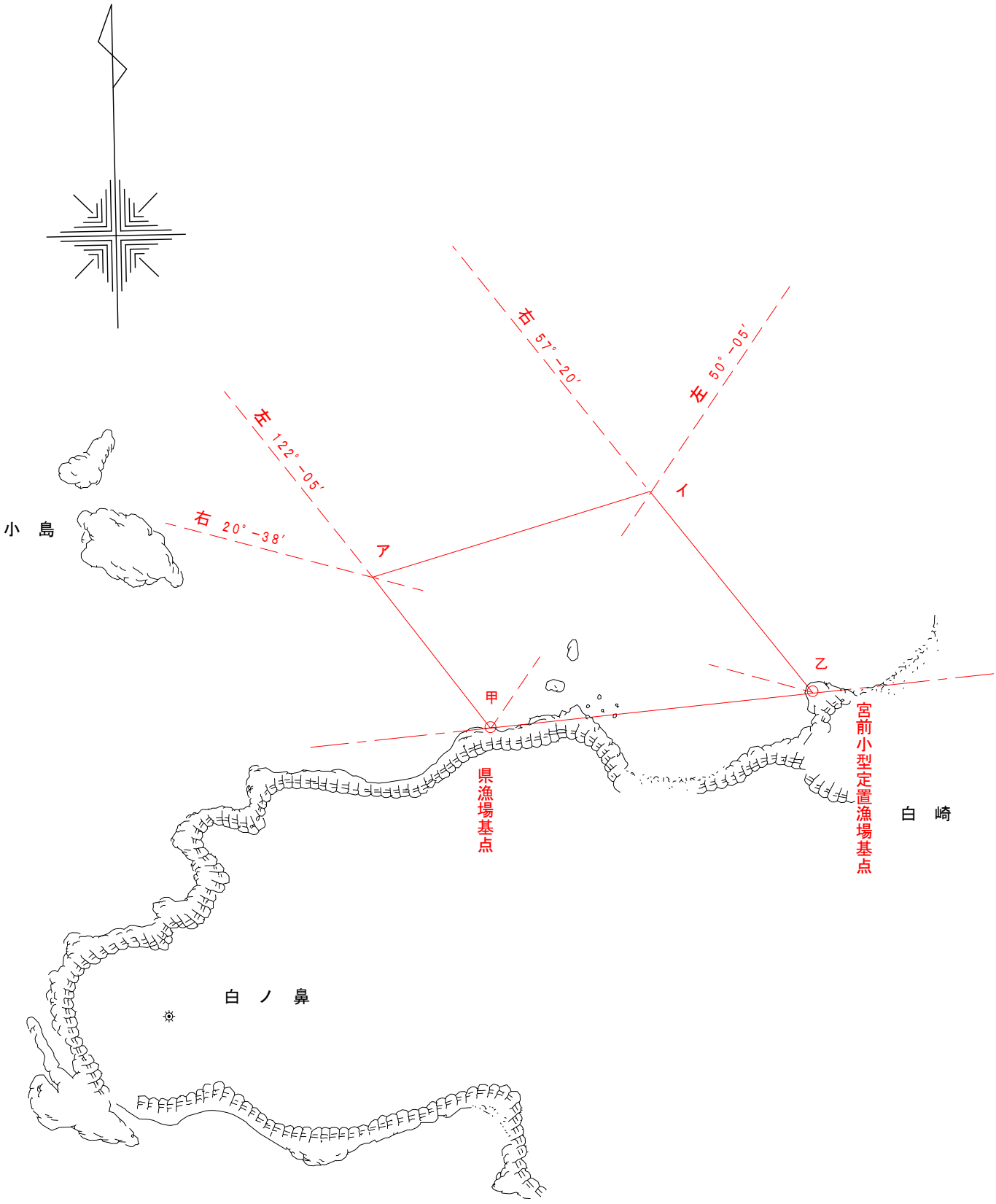






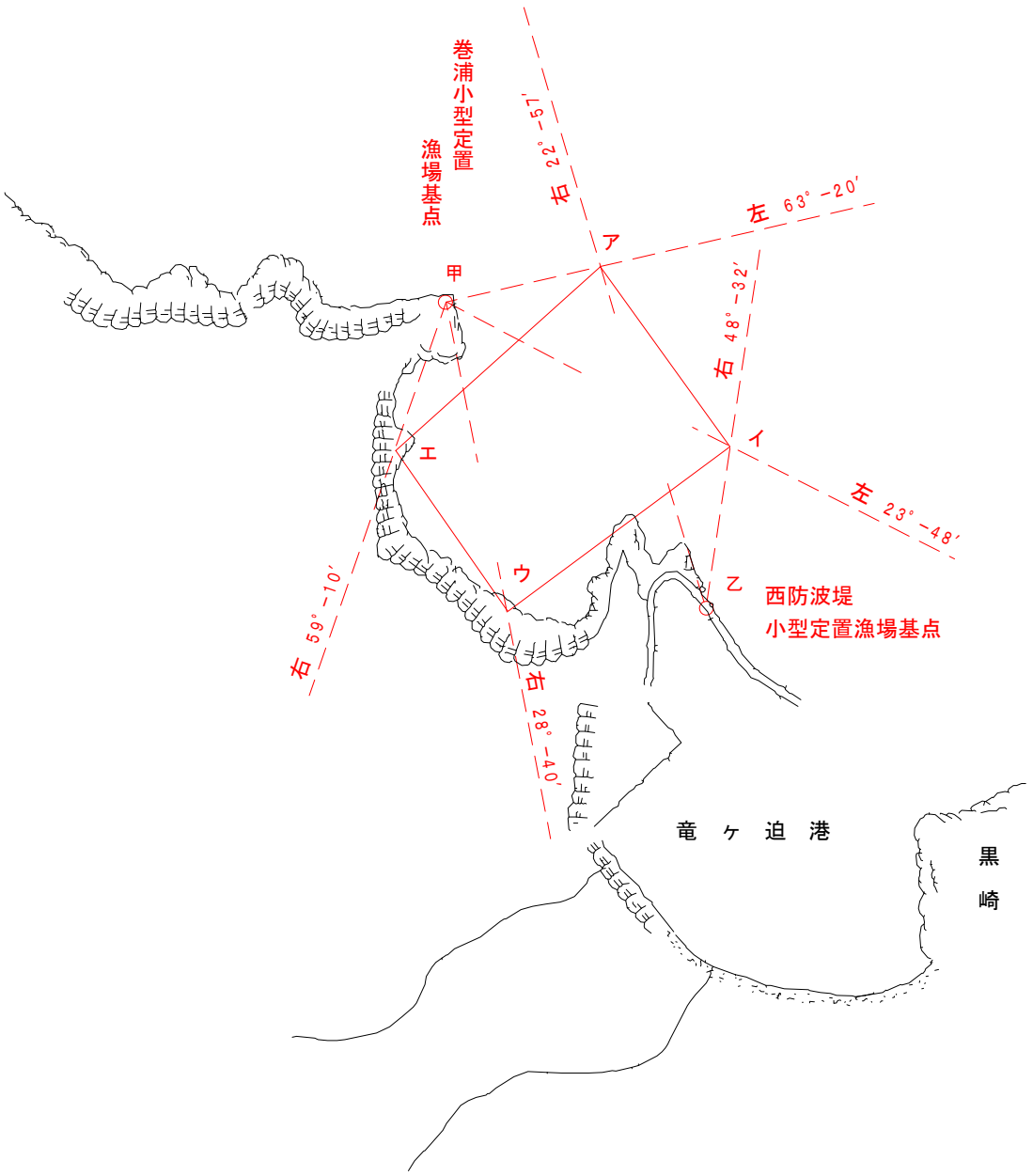
令和５年９月１日
免
共第２０９１号
許
高知県

Ｓ＝１：５０，０００



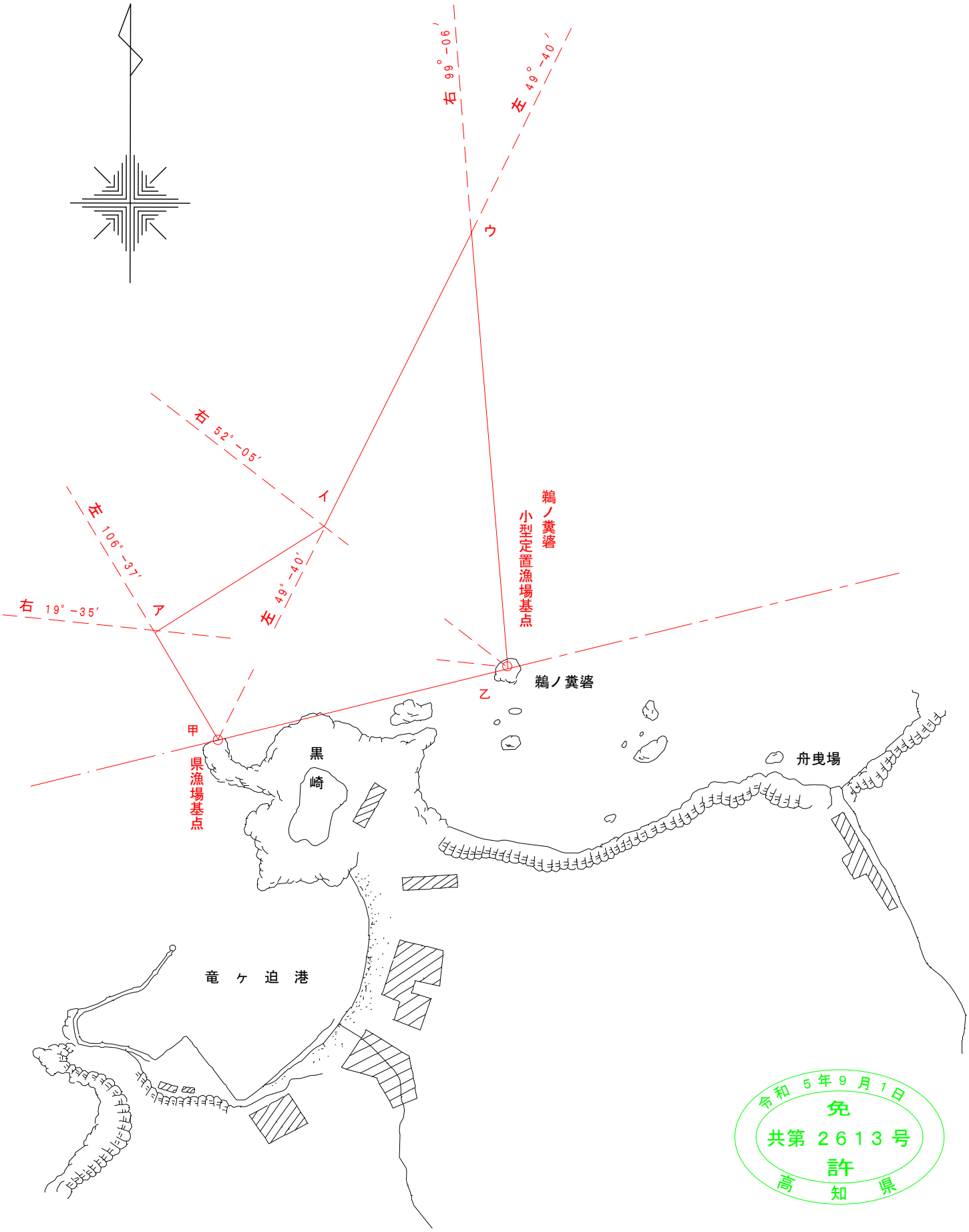
令和 5年 9 月 1日
免
共第 2611 号
許
高 知 県

S＝1：5，000



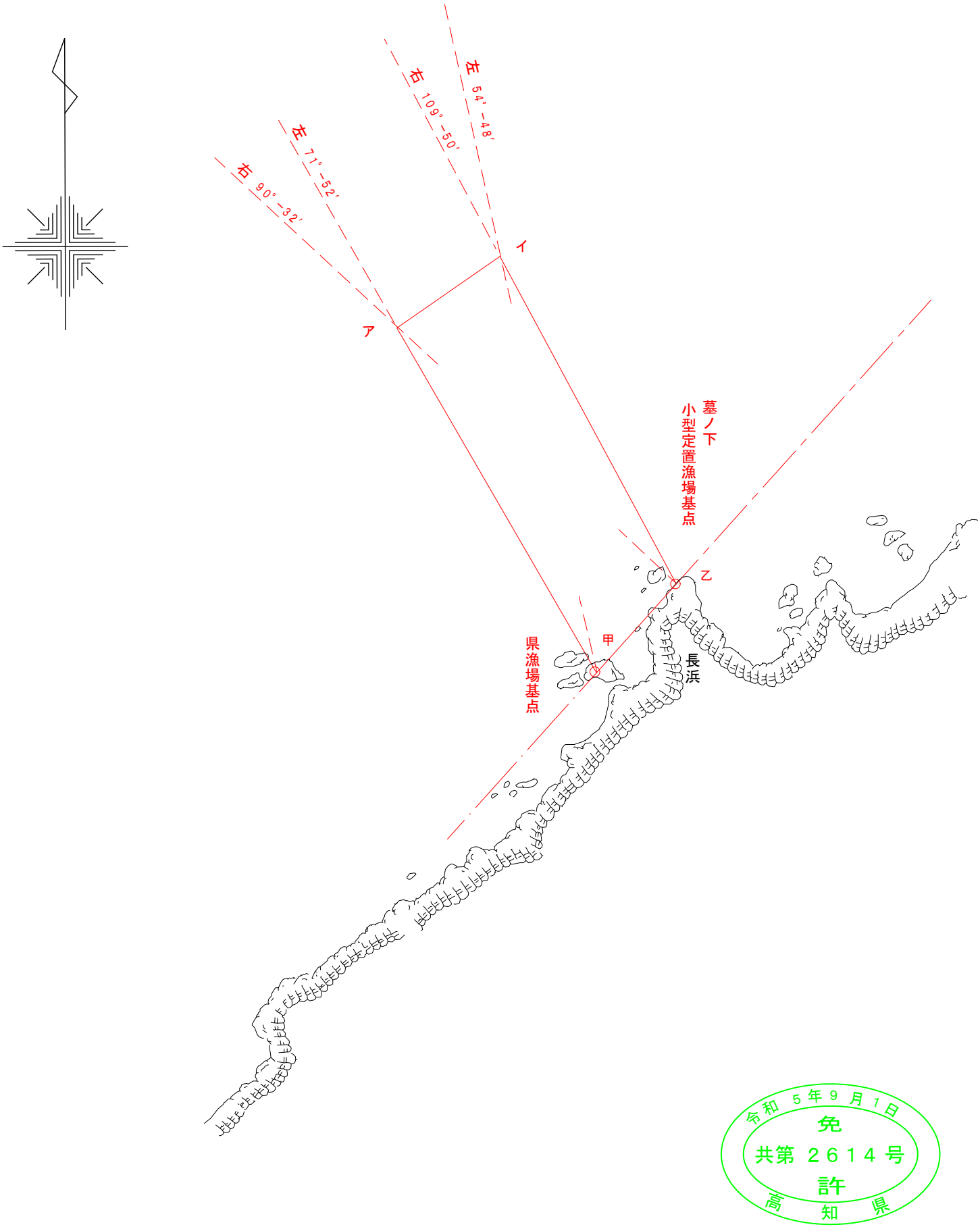
令和 5年 9 月 1日
免
共第 2612 号
許
高 知 県

S＝1：5，000



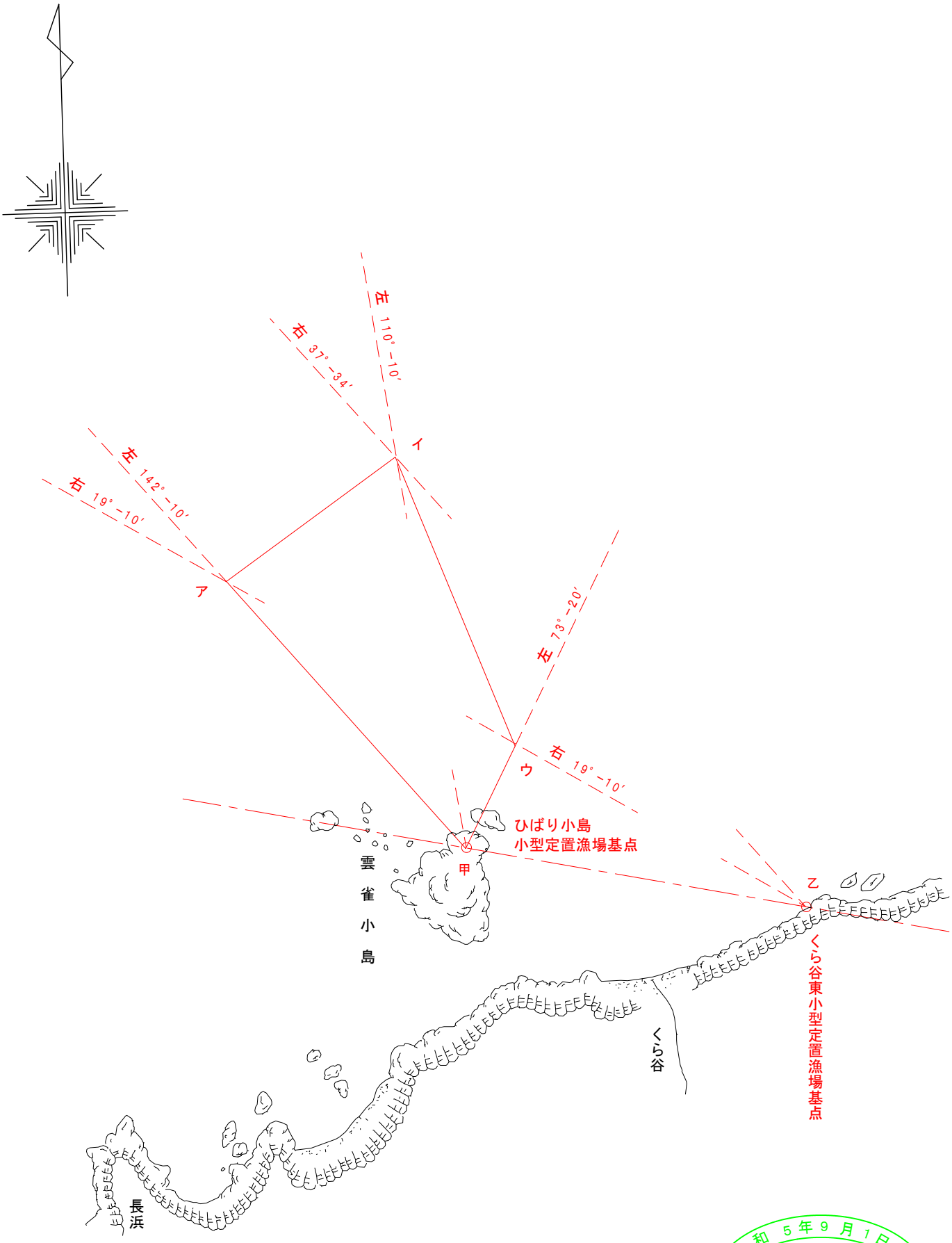
令和 5年 9月 1日
免
共第 2613 号
許
高 知 県

S＝1：5，000



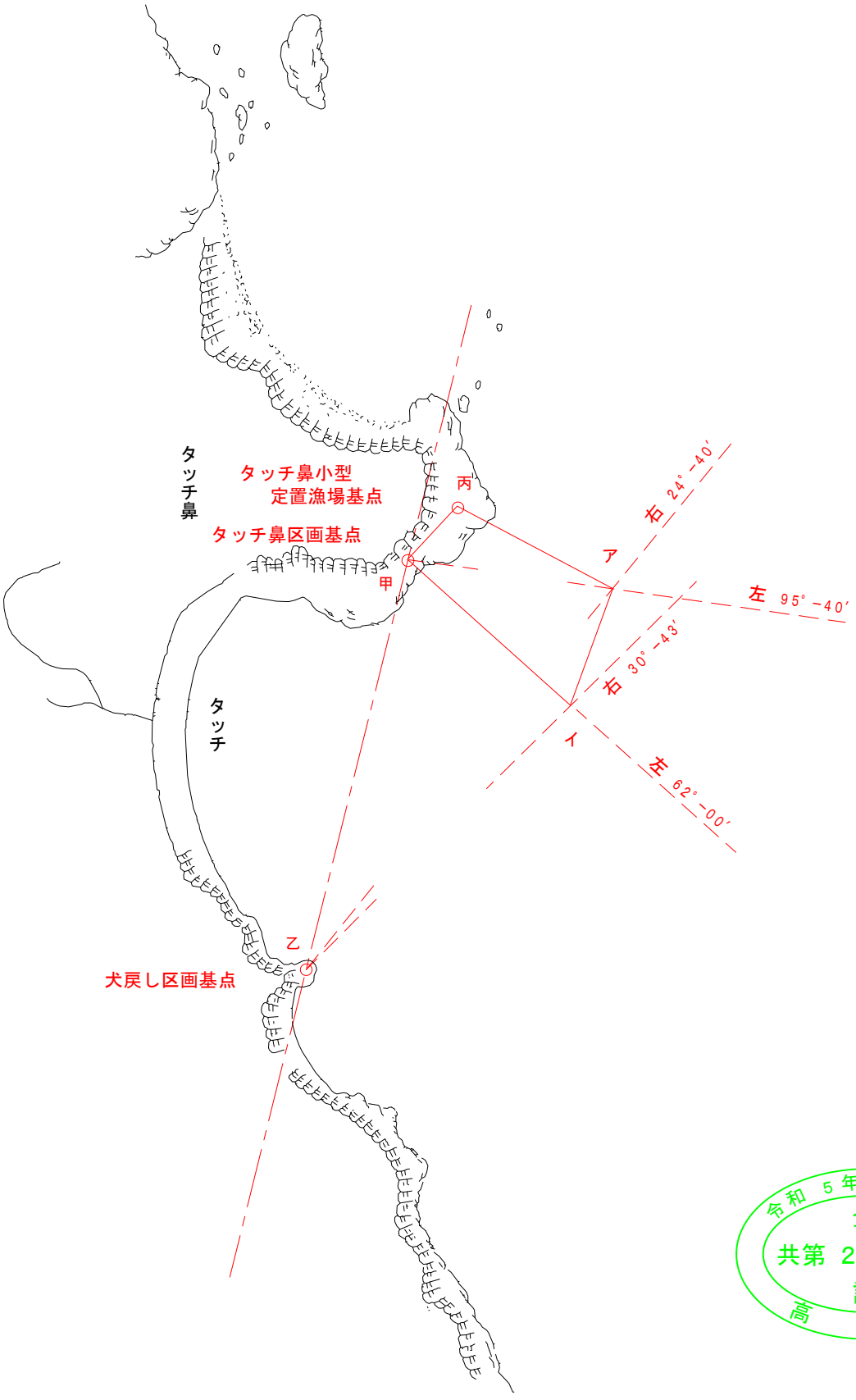
令和 5年 9月 1日
免
共第 2614 号
許
高 知 県

S＝1：5，000



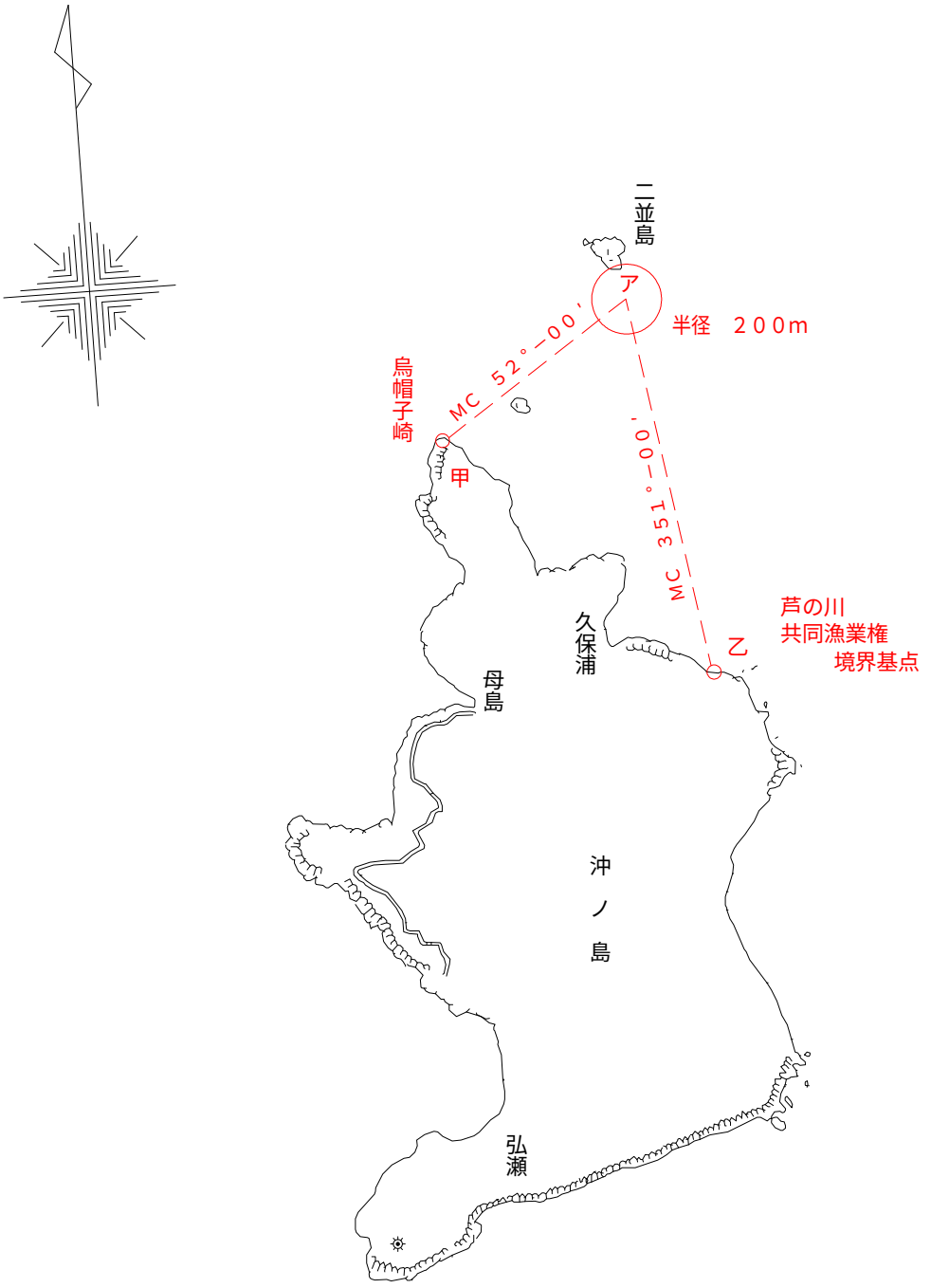
令和 5年 9月 1日
免
共第 2615 号
許
高知県

S＝1：5，000



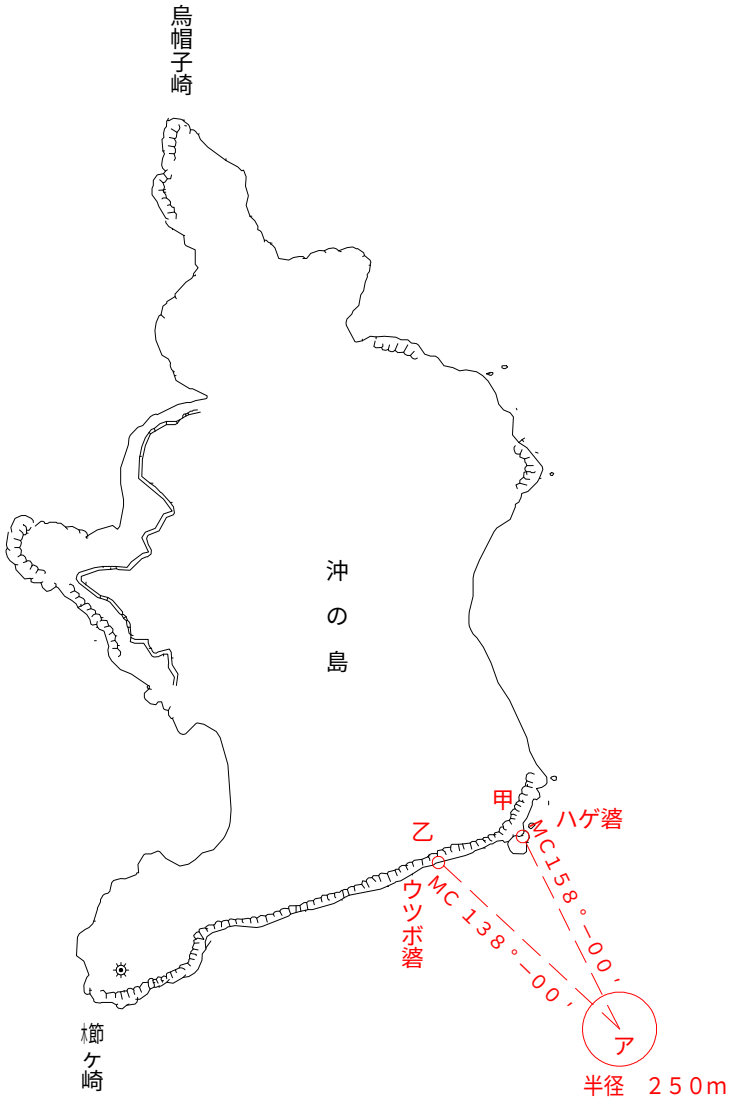
令和 5 年 9 月 1 日
免
共第 2616 号
許
高 知 県

S＝1：5，000



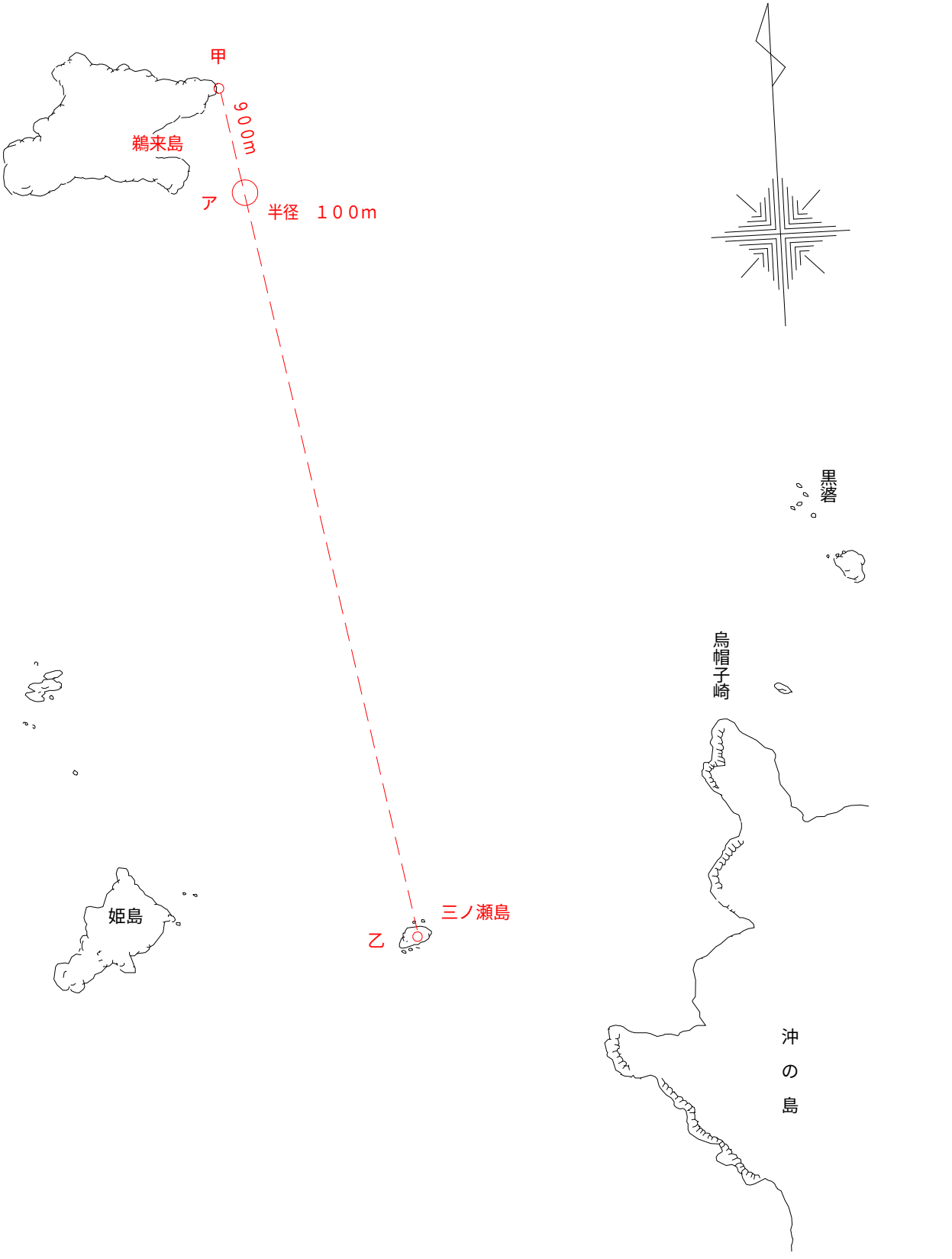
令和５年９月１日
免
共第 ３１２９ 号
許
高　知　県

S＝１：５０，０００



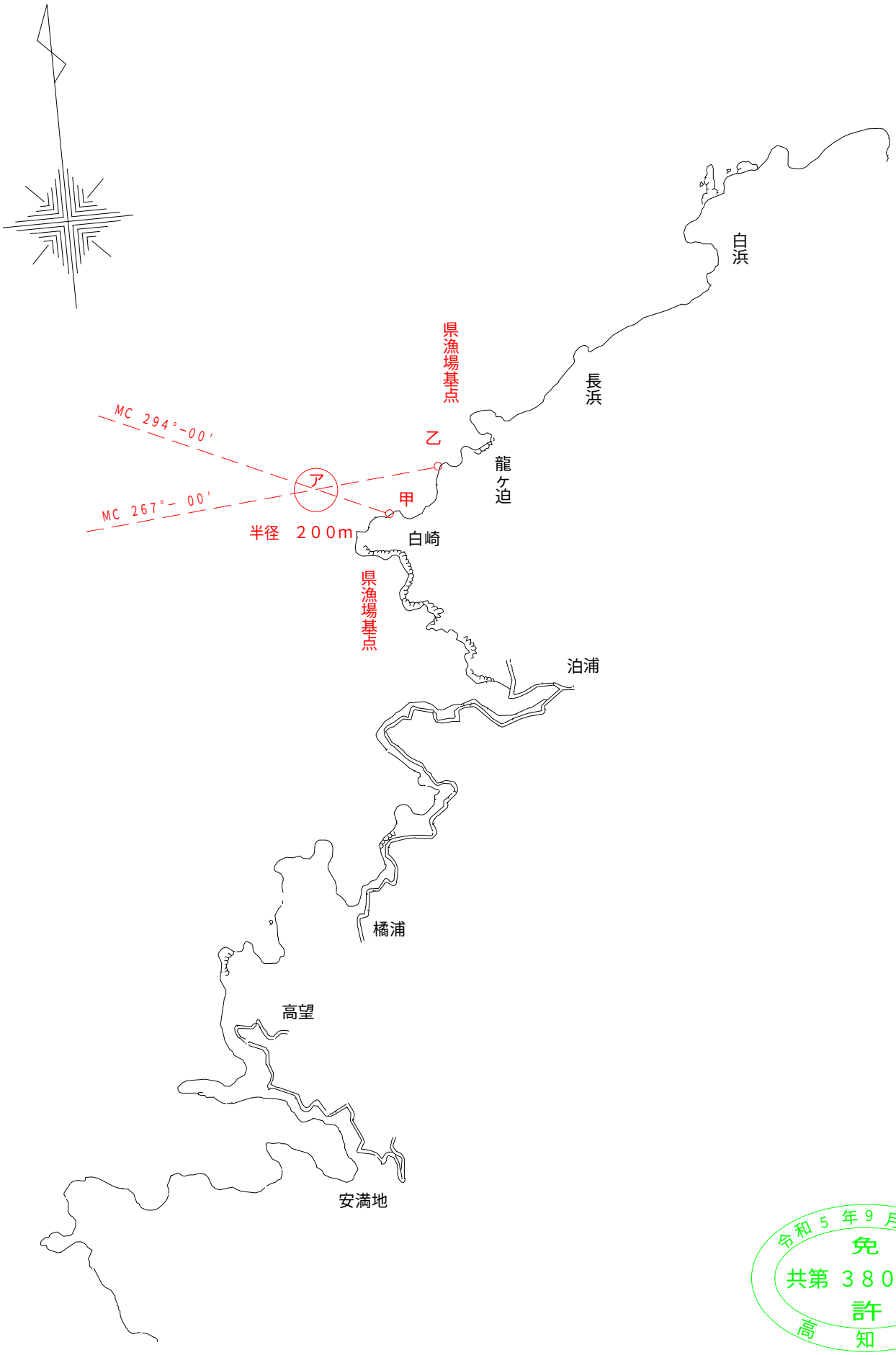
令和5年9月1日
免
共第3130号
許
高知県

S＝1：50，000



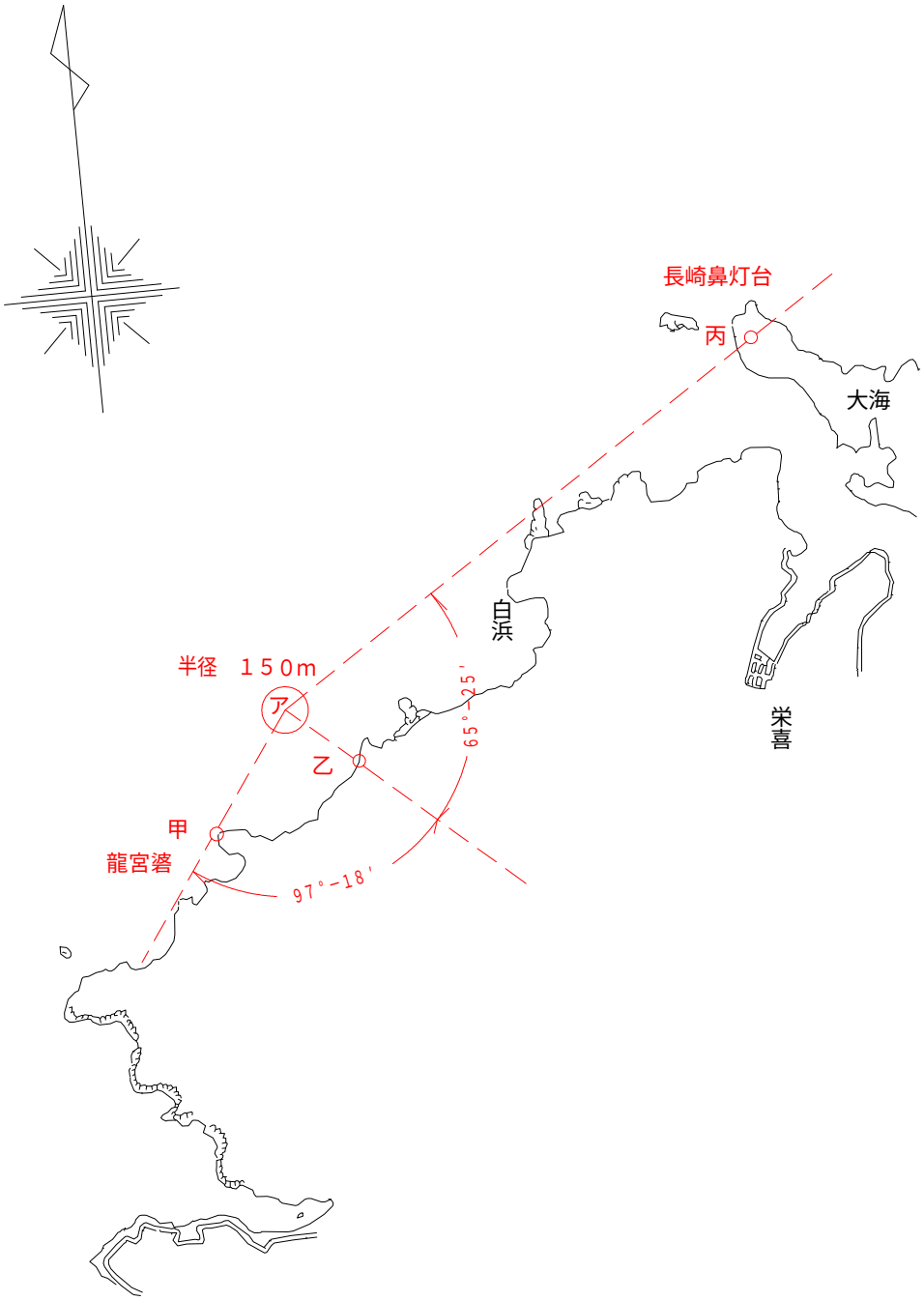
令和５年９月１日
免
共第３１３１号
許
高知県

S＝1：50，000



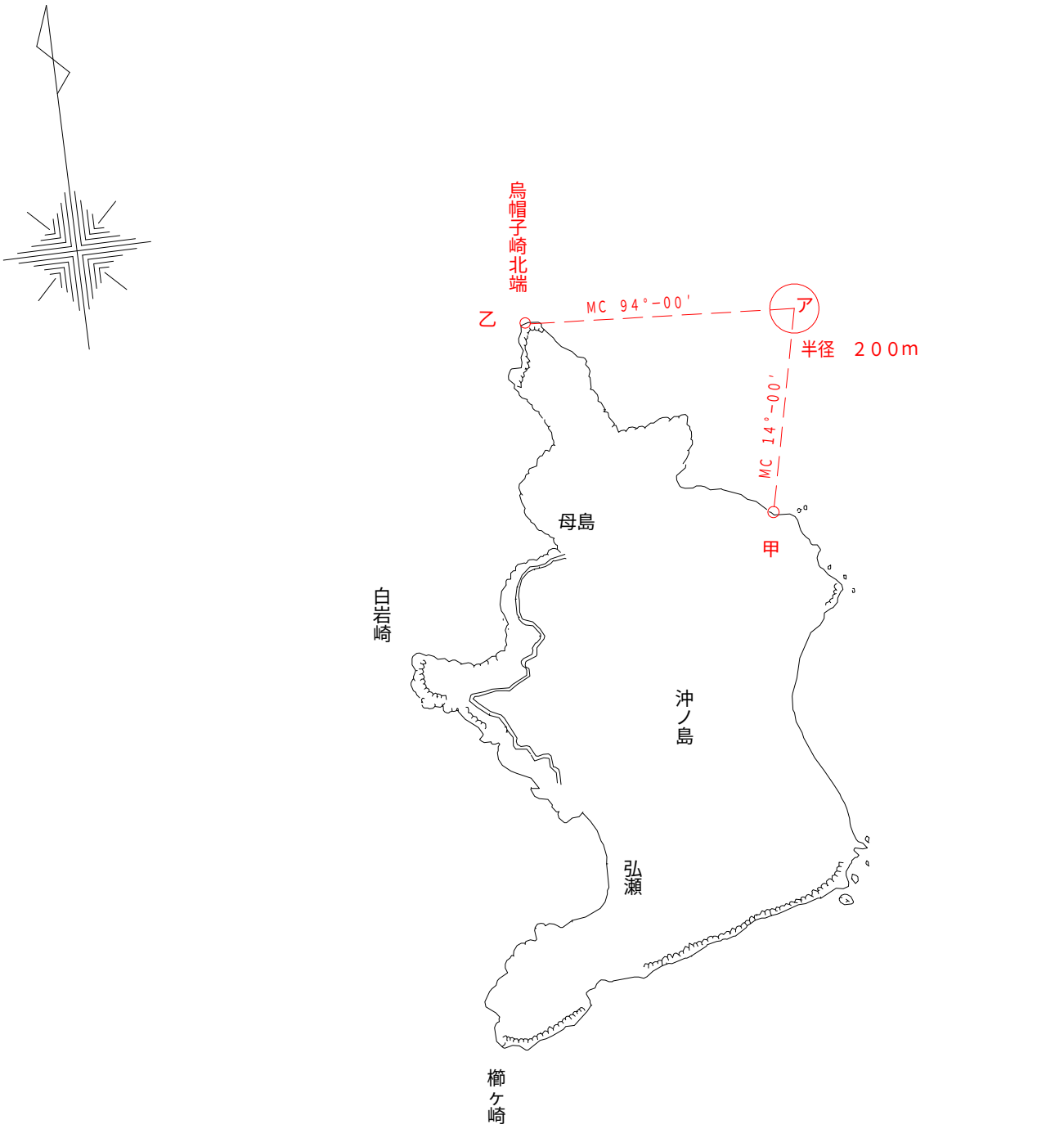
令和５年９月１日
免
共第３８０５号
許
高知県

S＝1：50，000



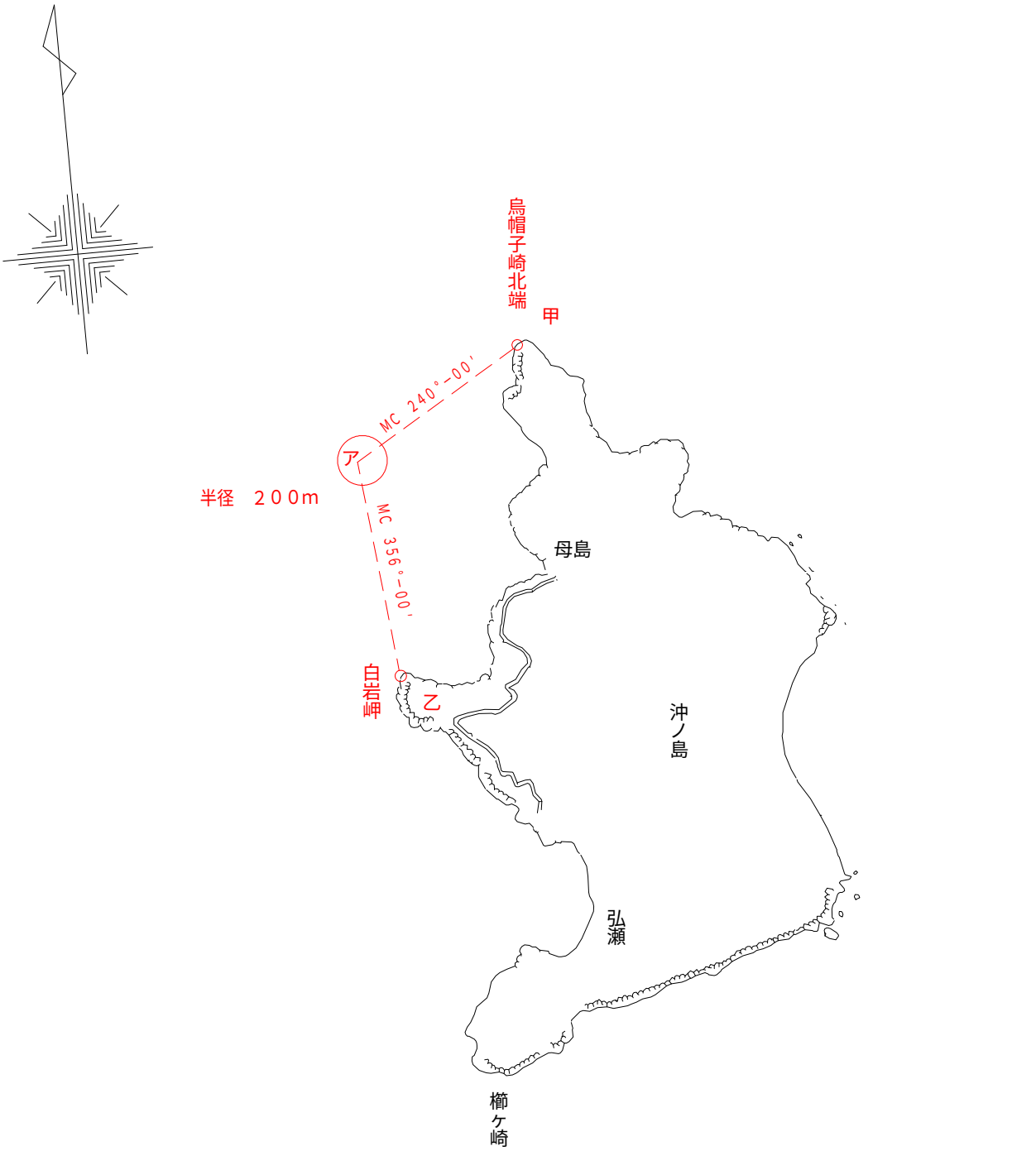
令和５年９月１日
免
共第３８０６号
許
高知県

S＝1：50，000



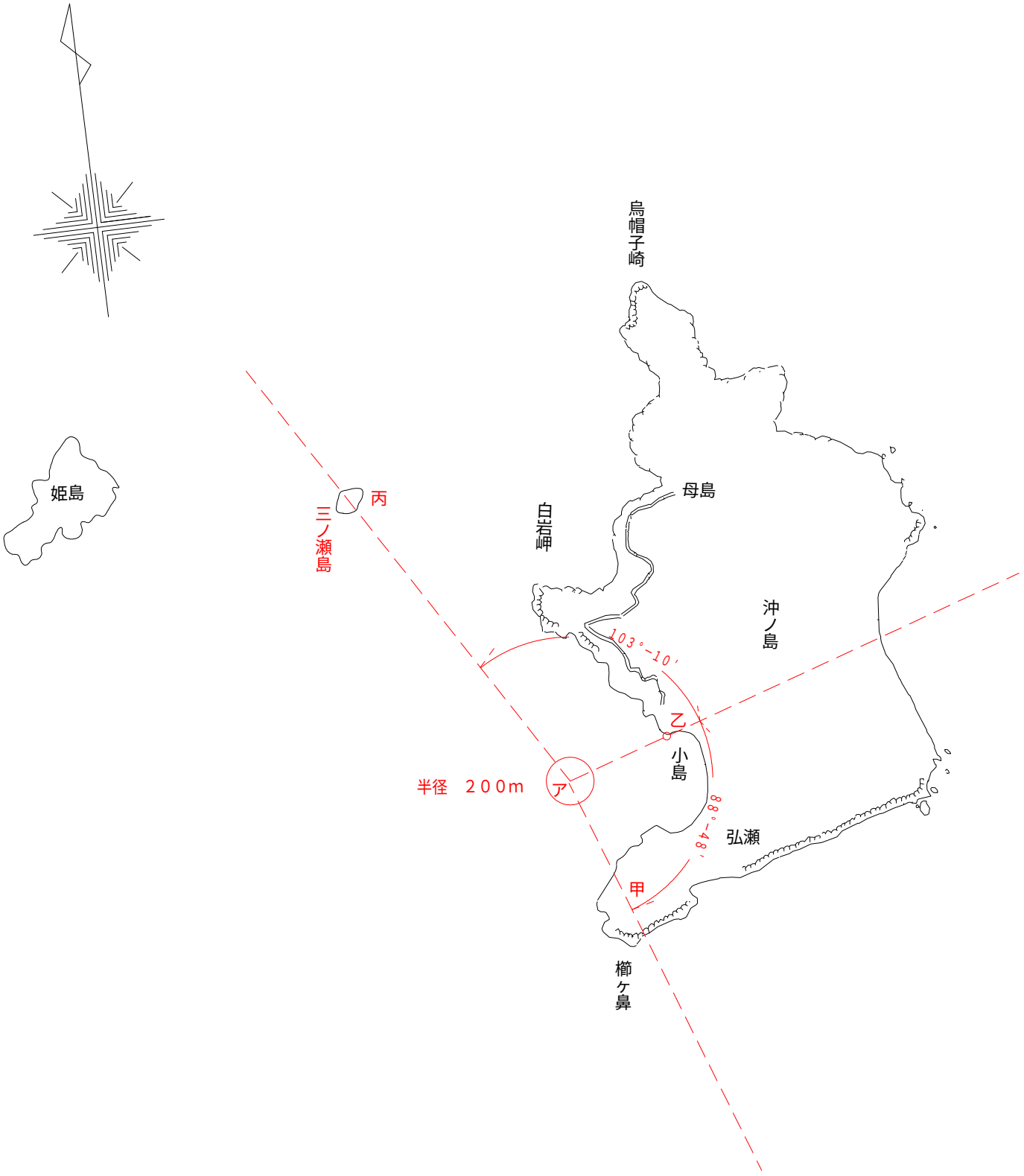
令和５年９月１日
免
共第３８０９号
許
高知県

S＝１：５０，０００



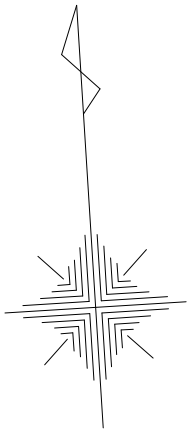
令和５年９月１日
免
共第 ３８１０ 号
許
高　知　県

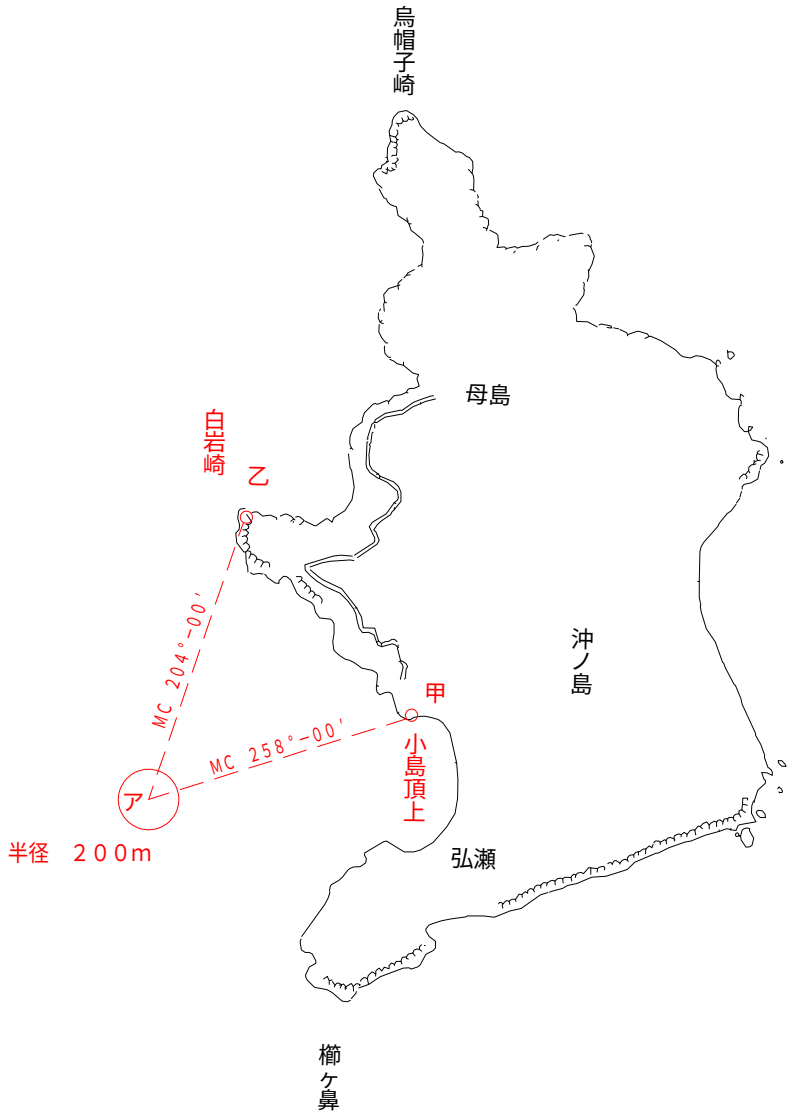
S＝１：５０，０００



令和５年９月１日
免
共第３８１１号
許
高知県

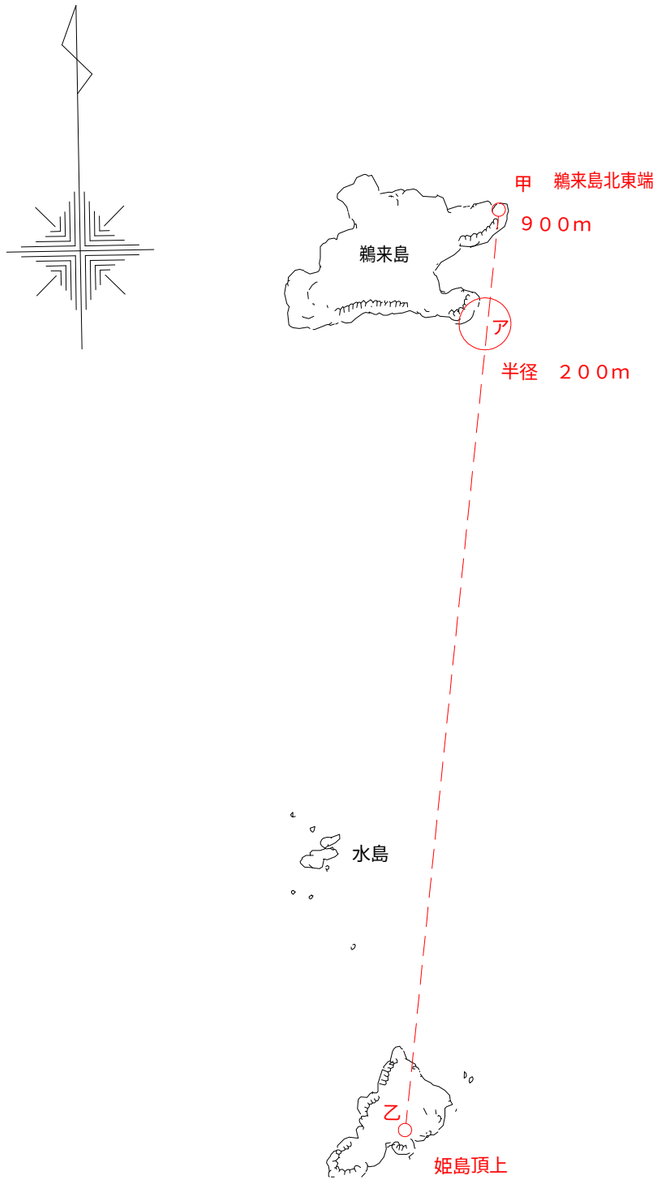
S＝１：５０，０００





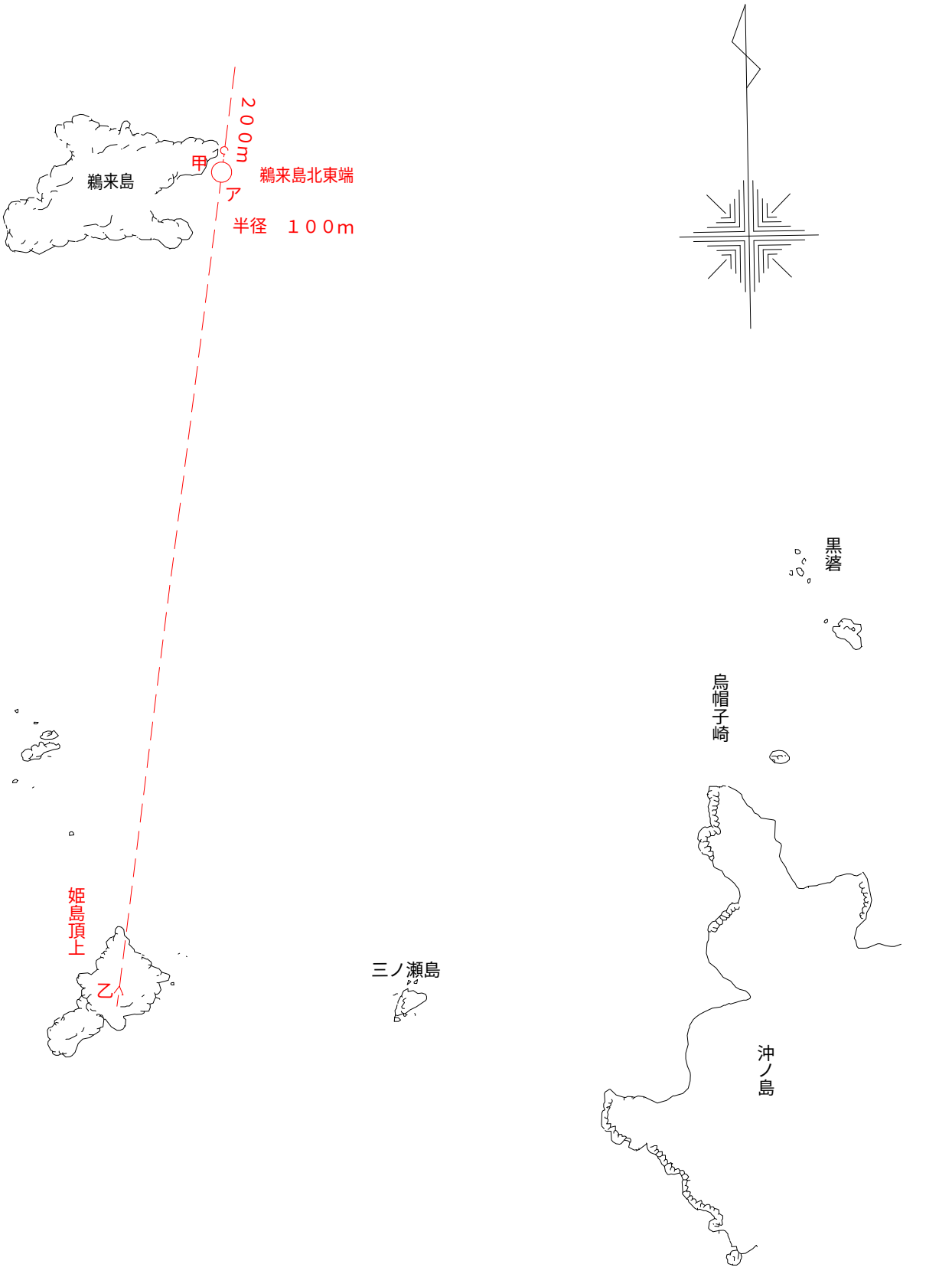
令和５年９月１日
免
共第 ３８１２ 号
許
高　知　県

S＝1：５０，０００



令和５年９月１日
免
共第 3813 号
許
高　知　県

S＝1：50，000



令和５年９月１日
免
共第３８１４号
許
高知県

S＝1：50，000

海区漁場計画の一部変更について概要

１　変更理由

・すくも湾漁協が有する下記の共同漁業権について、関係地区の漁業者数が減少したことから、関係地区の範囲を広げ漁場の有効活用を図ろうとするもの

第一種共同漁業	共第 1,088 号、共第 1,093 号、共第 1,094 号、共第 1,095 号、共第 1,096 号、共第 1,097 号
第二種共同漁業	共第 2,082 号、共第 2,087 号、共第 2,088 号、共第 2,089 号、共第 2,090 号、共第 2,091 号、共第 2,611 号、共第 2,612 号、共第 2,613 号、共第 2,614 号、共第 2,615 号、共第 2,616 号
第三種共同漁業	共第 3,129 号、共第 3,130 号、共第 3,131 号、共第 3,805 号、共第 3,806 号、共第 3,809 号、共第 3,810 号、共第 3,811 号、共第 3,812 号、共第 3,813 号、共第 3,814 号

２　海区漁場計画の変更に係る手続き

・海区漁場計画の素案が漁業調整その他公益に支障を及ばさないように設定されていることを関係機関等へ確認済み（令和７年４月）
・同素案について、インターネット公表等による意見公募（パブリックコメント）を実施（令和７年４月１日～４月 30 日に実施済）し、意見等はなし
・海区漁業調整委員会への変更案の諮問と審議（令和７年６月 12 日）

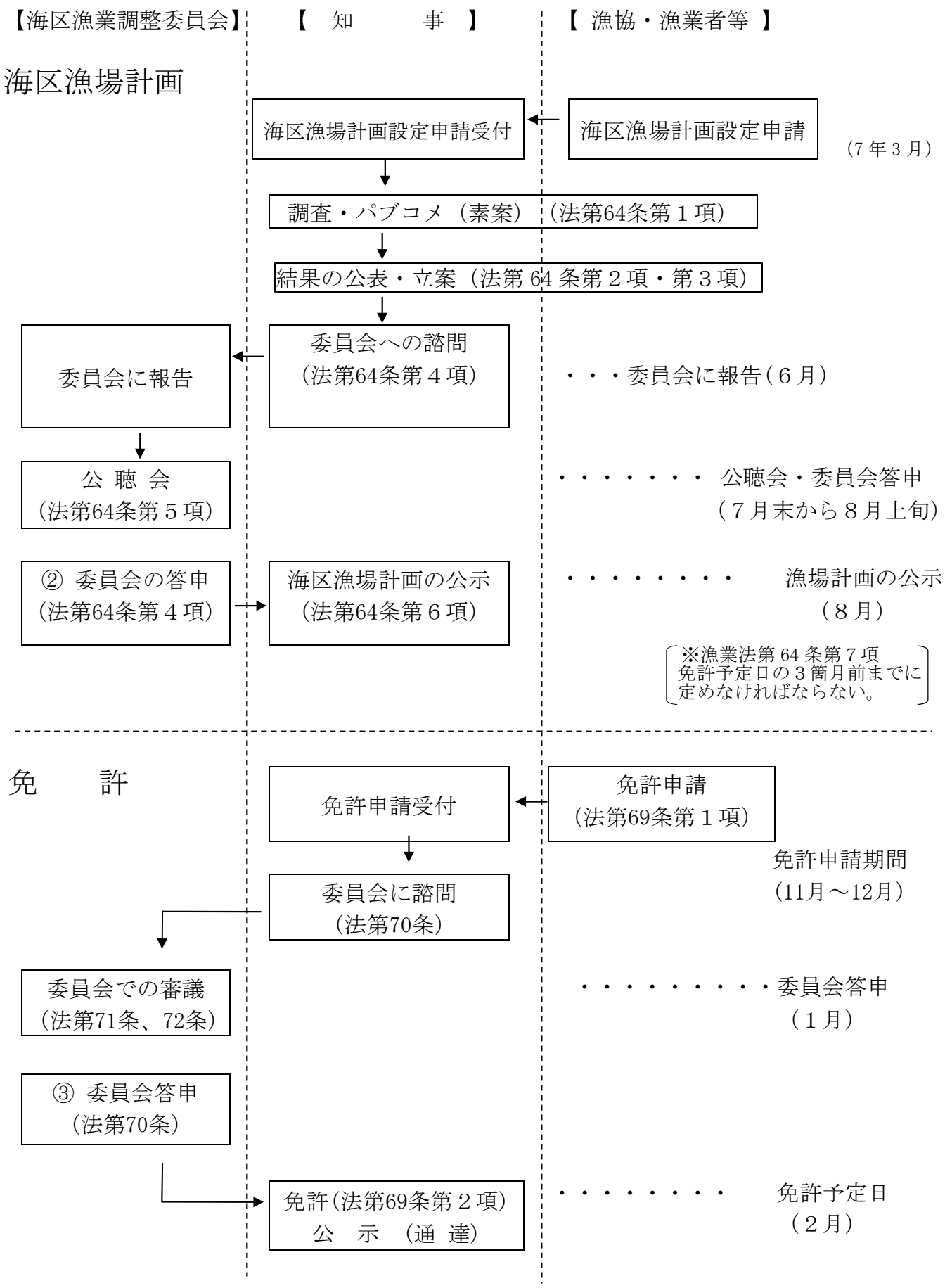
〈今後の予定〉

・公聴会（令和７年７月末から８月上旬）の開催及び海区漁業調整委員会での審議と答申
・海区漁場計画変更の公示（免許変更申請の受付日：令和７年 11 月 10 日～12 月 26 日予定）
・共同漁業権の免許変更申請を受付、海区漁業調整委員会への諮問と答申
・共同漁業権の免許を変更（令和８年２月頃）

３　漁業権行使規則

・漁業権の変更後、すくも湾漁協の共同漁業権行使規則について、関係地区、組合員行使権を有するものの資格等の変更が必要

漁業権免許に関するフロー



資料　２

第２３期第１回高知海区漁業調整委員会

第２号議案

令和７管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について

7高漁管第202号

高知海区漁業調整委員会　様

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月30日まで）における数量について定めるため、同条第２項の規定により諮問します。

令和７年６月２日

高知県知事　濵田　省司

告　　示

高知県告示第　　号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和７年　月　日

高知県知事　濵田　省司

まさば及びごまさば太平洋系群

現行水準

告　示

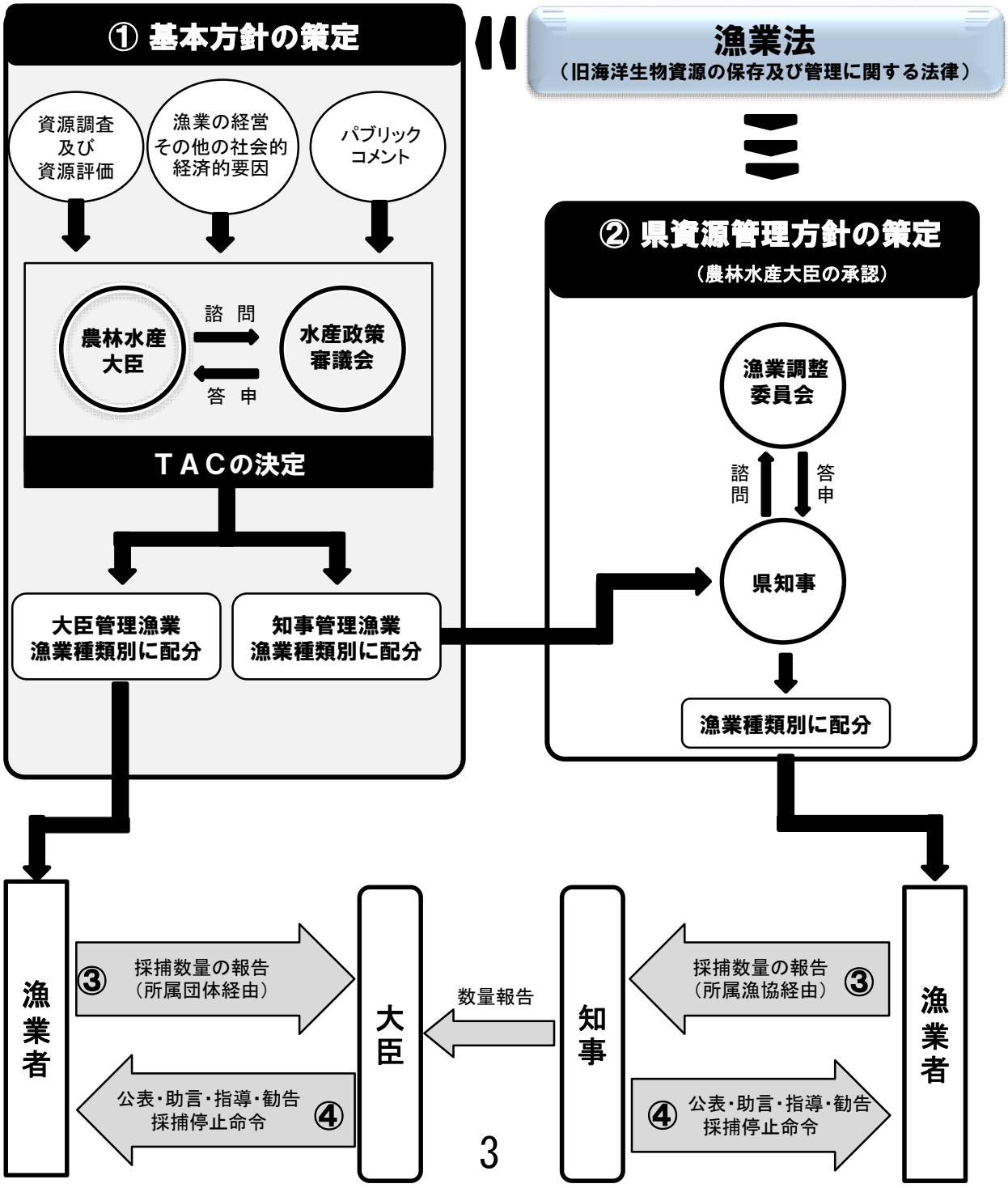
○令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（まさば及びごまさば太平洋系群）　（漁業管理課）

TAC制度（Total Allowable Catch）とは

資源の水準と漁獲量とのバランスをとることにより、いつまでも漁業の対象として利用し続けられるようにするため、魚種毎に漁獲できる総量を定めて資源の維持、回復を図ろうとする制度。

ＴＡＣ：漁獲できる総量（漁獲可能量）

県資源管理方針変更・決定の流れ



7 水 管 第 371 号
令和７年５月 12 日

高知県知事　殿

農林水産大臣　江藤　拓

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第１項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第４項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和７管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	1.65%	1,490
まさば及びごまさば対馬暖流系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群Ａ海域			
ずわいがに日本海系群Ｂ海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホーツク海南部			
まだら本州太平洋北部系群			
まだら本州日本海北部系群			
まだら北海道太平洋			
まだら北海道日本海			

（参考）

まさば及びごまさばの漁獲量（漁業・養殖業生産統計）

（１）令和５年の全国の漁獲量（上位10都道府県）

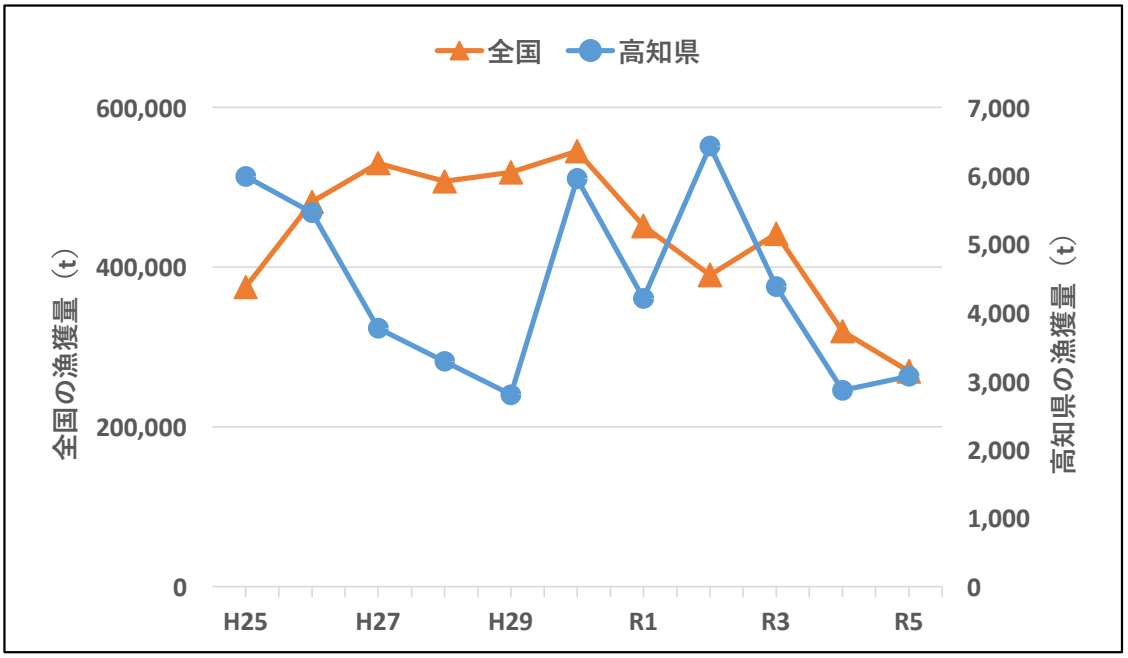
（ｔ）

都道府県	漁獲量	全国比	順位
長崎	76,146	28.2%	1
宮城	27,457	10.2%	2
島根	20,146	7.5%	3
北海道	18,258	6.8%	4
茨城	16,253	6.0%	5
岩手	15,400	5.7%	6
愛媛	12,990	4.8%	7
静岡	11,143	4.1%	8
鳥取	10,550	3.9%	9
千葉	9,292	3.4%	10
高知	3,072	1.1%	19
その他	48,929	18.1%	
全国	269,636	100.0%	

（２）過去10年間の高知県及び全国の年別漁獲量

（ｔ）

	高知	全国	全国比
H25	5,993	374,954	1.6%
H26	5,461	481,783	1.1%
H27	3,775	529,977	0.7%
H28	3,292	507,271	0.6%
H29	2,806	518,848	0.5%
H30	5,962	545,235	1.1%
R1	4,213	451,567	0.9%
R2	6,435	390,296	1.6%
R3	4,384	441,837	1.0%
R4	2,868	319,744	0.9%
R5	3,072	269,636	1.1%



漁業法

発令　　：昭和24年12月15日号外法律第267号

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容：令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

第一款　漁獲可能量等の設定

（農林水産大臣による漁獲可能量等の設定）

第十五条　農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

一　漁獲可能量

二　漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。）

三　漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量（以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。）

2　農林水産大臣は、次に掲げる基準に従い漁獲可能量を定めるものとする。

一　資源水準の値が目標管理基準値を下回つている場合（次号に規定する場合を除く。）は、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。

二　資源水準の値が限界管理基準値を下回つている場合は、農林水産大臣が定める第十二条第一項第二号の計画に従つて、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。

三　資源水準の値が目標管理基準値を上回つている場合は、資源水準の値が目標管理基準値を上回る状態を維持すること。

四　第十二条第二項の目標となる値を定めたときは、同項の規定により推定した資源水準の値が当該目標となる値を上回るまで回復させ、又は当該目標となる値を上回る状態を維持すること。

3　農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4　農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。

5　農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、第一項各号に掲げる数量の変更について準用する。

（知事管理漁獲可能量の設定）

第十六条　都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2　都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3　都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4　都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6　都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

資料３

第２３期第１回高知海区漁業調整委員会

第３号議案

太平洋広域漁業調整委員会の委員の選出について

太平洋広域漁業調整委員会の委員の選出について

太平洋広域漁業調整委員会の委員を互選により選出するもの

１．委員の任期

令和７年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日まで

【参考】漁業法抜粋
（委員の任期）
第百五十六条で準用する第百四十三条　委員の任期は、四年とする。
２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
（漁業調整委員会）
第百三十四条　漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。
２　海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会はその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。
（設置）
第百五十二条　太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。
２　略
（構成）
第百五十三条　広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。
２　太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道県ごとに互選した者各一人
以下略

広域漁業調整委員会とは

委員会の設置について

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成 13 年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されています。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられています。

- 太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- 瀬戸内海広域漁業調整委員会
- 日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

委員会の機能について

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項（当面は国が作成する資源回復計画に関する事項が中心）について協議調整を行います。

1 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
2 資源回復計画の作成に係る審議
3 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
4 1 に関連する漁業調整

委員の構成について

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海除く）並びに学識経験者で構成し、太平洋、瀬戸内海、日本海・九州西の各委員会の委員数は、それぞれ 28 名、14 名、29 名（計 71 名）です。

また、太平洋と日本海・九州西に設置する部会については、沿岸漁業者を実質的に代表する海区代表委員と沖合漁業者の代表委員数は、バランスがとれるようにしています。

資料４

第２３期第１回高知海区漁業調整委員会

報告事項

令和７年度（第 60 回）全国海区漁業調整委員会連合会

西日本ブロック会議の開催予定について

令和7年度（第 60 回）全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議
の開催予定について

1　全国海区漁業調整委員会連合会とは

海区漁業調整委員会の相互連絡を密にし、その全国結集により重要な問題の解決を図り、地方行政の一翼を担う執行機関として適正円滑な運営を期し、もって全国水産業の発展に寄与し、その使命を達成することを目的とするために、昭和40年7月26日発足した任意団体

2　全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議

ブロック単位で課題の共有や国への要望事項を検討するため実施

開催県は持ち回り

3　開催日時（予定）

令和7年 11 月6日（木曜日）　14 時 00 分から

令和7年 11 月7日（金曜日）　14 時 00 分まで

4　開催場所

ザ　クラウンパレス新阪急高知　蘭の間

5　会議日程

第1日目（11 月6日）

受付：13 時 00 分から

会議：14 時 00 分から 17 時 00 分まで

意見交換会：18 時 00 分から

第2日目（11 月7日）

現地視察：8時 30 分から 14 時 00 分まで

6　参加者　約 40 名～50 名（各海区漁業調整委員会の会長及び事務局職員）

・水産庁
・全国海区漁業調整委員会連合会事務局（山口瀬戸内海区漁業調整委員会）
・滋賀県（琵琶湖海区漁業調整委員会）
・兵庫県（兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会）
・和歌山県（和歌山海区漁業調整委員会）
・岡山県（岡山海区漁業調整委員会）
・広島県（広島海区漁業調整委員会）
・徳島県（徳島海区漁業調整委員会）
・愛媛県（愛媛海区漁業調整委員会）
・香川県（香川海区漁業調整委員会）
・大分県（大分海区漁業調整委員会）

大海委第1019号
令和６年９月４日

各海区漁業調整委員会　会長　様

大阪海区漁業調整委員会
会　長　　今井　一郎

令和６年度（第59回）全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の開催について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、標記会議を、当会区の担当により次のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえ御出席いただきますよう、御案内申し上げます。
つきましては、会議等への出欠につきまして別紙様式により、９月20日（金曜日）までにお知らせくださいますようお願いいたします。

記

１　開催日時
令和６年11月７日（木曜日）　14時00分から
令和６年11月８日（金曜日）　14時00分まで

２　開催場所
ホテルプリムローズ大阪　３階「高砂」
（〒540-0008　大阪市中央区大手前３－１－43）
TEL：06-6941-1231
アクセス：Osaka Metro谷町線または中央線「谷町四丁目」駅
１－Ａ出口あるいは１－Ｂ出口より徒歩約１分

３　会議日程
第１日目（11月７日）
受付：13時00分から
会議：14時00分から17時00分まで
意見交換会：18時00分から
第２日目（11月８日）
現地視察：８時30分から14時00分まで

大阪海区漁業調整委員会事務局　担当：池田・久保
〒559-8555　大阪市住之江区南港北１-14-16
大阪府咲洲庁舎22階（水産課内）
TEL：06-6210-9939
E-mail:IkedaEit@mbox.pref.osaka.lg.jp

会　議　次　第

1　開　　会

2　挨　　拶

（1）開催海区：大阪海区漁業調整委員会
　　会長　今井　一郎

（2）主 催 者：全国海区漁業調整委員会連合会
　　副会長　北田　國一

（3）来　　賓：水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室
　　室長　城崎　和義
　　開催県　大阪府環境農林水産部
　　部長　原田　行司

3　議長選出

4　議事録署名人選出

5　報告事項
　全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果等

6　議事
　第１号議案　西日本ブロック会議要望事項について
　第２号議案　次期開催海区について

7　情報交換
　各海区における委員会指示の内容及び経過

令和６年度（第59回）全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議
出席者名簿

令和６年11月７日（木）
大阪府大阪市「ホテルプリムローズ大阪」

国 都道府県	所属	職名	氏名	会議	意見 交換会	現地 視察
水産庁	資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室	室長	城崎　和義	○	○	－
		係長	森島　崇矢	○	○	○
	瀬戸内海漁業調整事務所調整課	調整係員	見﨑　日向子	○	○	○
		許可係員	久保田　莉央	○	○	○
福島県	全国海区漁業調整委員会連合会 （福島海区漁業調整委員会）	事務局次長	佐藤　太津真	○	○	○
		主事	渡部　もも	○	○	○
滋賀県	琵琶湖海区漁業調整委員会	主任書記	佐野　聡哉	○	○	○
兵庫県	兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会	局長補佐	峰　浩司	○	○	○ （現直）
		主査	久保　佳子	○	○	○
和歌山県	和歌山海区漁業調整委員会	会長	松村　徳夫	○	○	○
		書記	土居内　龍	○	○	○
岡山県	岡山海区漁業調整委員会	会長	井本　瀧雄	○	○	○
		書記	弘奥　正憲	○	○	○
広島県	広島海区漁業調整委員会	会長	北田　國一	○	○	○
		次長	福地　博子	○	○	○
山口県	山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会	会長	森友　信	○	○	○
		書記	枝廣　直樹	○	○	○
徳島県	徳島海区漁業調整委員会	会長	岡本　彰	○	○	○
		主事	佐竹　友樹	○	○	○
香川県	香川海区漁業調整委員会	会長	北尾　登史郎	○	○	○
		書記	小林　武	○	○	○
愛媛県	愛媛海区漁業調整委員会	書記	逢阪　和則	○	○	○
高知県	高知海区漁業調整委員会	会長	木下　清	○	○	○
		事務局長	飯田　新	○	○	○
		次長	木村　雅俊	○	○	○
大分県	大分海区漁業調整委員会	委員	渡邉　英敏	○	○	－
		事務局	中川　彩子	○	－	－
大阪府	大阪海区漁業調整委員会	会長	今井　一郎	○	○	○
		会長職務代理	岡　修	○	○	○ （現直）
		委員	田中　映治	○	○	○ （現直）
		委員	多田　稔	○	○	－
		委員	合田　進	○	○	－
		専門委員	鍋島　靖信	○	○	○ （現直）
	大阪府立環境農林水産総合研究所	ＧＬ	大美　博昭	○	－	－
	大阪府環境農林水産部	部長	原田　行司	○	－	－
	大阪府環境農林水産部水産課	課長	朝倉　一郎	○	○	－
	大阪海区漁業調整委員会事務局	書記長	大道　斉	○	○	○
		書記	久保　佳洋	○	○	○
		書記	池田　栄太朗	○	○	○